

【防災組織に関する資料】

1 防災関係機関一覧表

(1) 指定行政機関、指定地方行政機関及びその他の機関

◎指定行政機関

機関名	防災担当課	所在地	電話番号	郵便番号
内閣府	大臣官房総務課	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111	100-8914
	政策統括官付参事官 (防災担当)	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111	100-8914
国家公安委員会 警察庁	警備局警備課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141	100-8974
金融庁	総務企画局 総務課	東京都千代田区霞が関 3-2-1	03-3506-6000	100-8967
消費者庁	総務課	東京都千代田区永田町 2-11-1	03-3507-8800	100-6178
総務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-5111	100-8926
消防庁	国民保護・防災部 防災課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-5111	100-8927
法務省	大臣官房秘書課 広報室	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3508-4111	100-8977
外務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 2-2-1	03-3580-3111	100-8919
財務省	大臣官房審議官室	東京都千代田区霞が関 3-1-1	03-3581-4111	100-8940
文部科学省	大臣官房文教施設部 施設企画課	東京都千代田区丸の内 2-5-1	03-5253-4111	100-8959
文化庁	長官官房政策課	東京都千代田区霞が関 3-2-2	03-5253-4111	100-8959
厚生労働省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-5253-1111	100-8916
農林水産省	大臣官房地方課災害 総合対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-3502-8111	100-8950
経済産業省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1511	100-8901
資源エネルギー庁	長官官房 総合政策課	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1511	100-8931
中小企業庁	長官官房 広報相談室	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1511	100-8912
国土交通省	河川局防災課	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8458	100-8918
国土地理院	企画部防災推進室	茨城県つくば市北郷 1 番	029-864-6275	305-0811

機関名	防災担当課	所在地	電話番号	郵便番号
気象庁	総務部企画課	東京都港区虎ノ門 3-6-9	03-6758-3900	105-8431
海上保安庁	警備救難部 環境防災課	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-3591-6361	100-8918
環境省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-3581-3351	100-8975
原子力規制委員会	原子力規制庁 原子力防災課	東京都港区六本木 1-9-9	03-3581-3352	106-8450
防衛省	統合幕僚監部 参事官付	東京都新宿区市谷本村町 5-1	03-3268-3111	162-8801

◎指定地方行政機関

機関名	防災担当課	所在地	電話番号	郵便番号
関東管区警察局	広域調整第二課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-600-6000	330-9726
関東管区警察局 山梨県情報通信部	機動通信課	甲府市丸の内 1-6-1	055-235-2121	400-8586
関東総合通信局	防災対策推進室	東京都千代田区九段南 1-2-1	03-6238-1790	102-8795
関東財務局 甲府財務事務所	総務課	甲府市丸の内 1-1-18 甲府合同庁舎	055-253-2261	400-0031
関東信越厚生局	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-740-0711	330-9713
山梨労働局	総務課	甲府市丸の内 1-1-11	055-225-2850	400-8577
関東農政局	企画調整室	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-2 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-600-0600	330-9722
関東森林管理局	総務企画部 企画調整課	群馬県前橋市岩神町 4-16-25	027-210-1150	371-8508
関東森林管理局 山梨森林管理事務所	総務グループ	甲府市宮前町 7-7	055-253-1336	400-0021
関東経済産業局	総務課危機管理・ 災害対策室	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-0211	330-9715
関東東北産業 保安監督部	管理課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-0433	330-9715
関東地方整備局	防災課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-600-1333	330-9724
国土交通省甲府 河川国道事務所	河川管理課 道路管理第二課	甲府市緑が丘 1-10-1	055-252-5491	400-8578

機関名	防災担当課	所在地	電話番号	郵便番号
関東運輸局 山梨運輸支局	企画調整担当	笛吹市石和町唐柏 1000-9	055-261-0880	406-0034
関東農政局 山梨県拠点	地方参事官室	甲府市丸の内 1-1-18	055-254-6055	400-0031
東京航空局 東京空港事務所	空港危機管理課	東京都大田区羽田空港 3-3-1	03-5757-3020	144-0041
東京管区气象台	総務部 業務課	東京都清瀬市中清戸 3-235	042-497-7208	204-8501
甲府地方气象台	防災担当	甲府市飯田 4-7-29	055-222-9101	400-0035
第三管区海上保安本部	警備救難部 環境防災課	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045-221-0773	231-8818
関東地方環境事務所	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階	048-600-0516	330-9720
南関東防衛局	企画部 地方調整課	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045-211-7102	231-0003
国土地理院関東 地方測量部	防災課	東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎	03-5213-2054	102-0074

◎自衛隊

機関名	防災担当課	所在地	電話番号	郵便番号
陸上自衛隊 第1特科隊	第3科	南都留郡忍野村忍草 3093	0555-84-3135	401-0593

◎その他の機関

機関名	防災担当課	所在地	電話番号	郵便番号
山梨県市長会		甲府市蓬沢 1-15-35	055-237-3153	400-8587
山梨県町村会		甲府市蓬沢 1-15-35	055-235-3228	400-8587
山梨県消防長会		甲府市伊勢 3-8-23	055-222-1209	400-0856
(一財)山梨県 消防協会		中央市今福 991	055-273-9456	409-3834

(2) 指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の公共的団体

◎指定公共機関

機関名	防災担当課	所在地	電話番号	郵便番号
東日本旅客鉄道(株) 甲府地区センター		甲府市丸の内 1-1-8	055-231-2060	400-0031
東海旅客鉄道(株) 静岡支社	総務課	静岡県静岡市葵区黒金町 4	054-284-2319	420-0851
東日本電信電話(株) 山梨支店	山梨災害対策室	甲府市朝気 3-21-15	055-237-0554	400-0862
日本銀行 甲府支店	総務課	甲府市中央 1-11-31	055-227-2411	400-0032
日本赤十字社 山梨県支部	事業推進課	甲府市池田 1-6-1	055-251-6711	400-0062
日本放送協会 甲府放送局	企画編成部	甲府市丸の内 1-1-20	055-255-2148	400-8552
中日本高速道路 (株)八王子支社	企画統括課	東京都八王子市宇津木町 231	042-691-1171	192-8648
中日本高速道路 (株)甲府保全・サービスセンター	総務企画担当課	中巨摩郡昭和町西条 2858	055-275-5121	409-3866
中日本高速道路 (株)大月保全・サービスセンター	総務企画担当課	大月市大月町花咲 223	0554-22-2151	401-0015
日本通運(株) 山梨支店	管理課	甲府市丸の内 2-26-1	055-224-4102	400-0031
東京電力パワー グリッド(株)山梨 総支社	業務総括グループ	甲府市丸の内 1-10-7	055-215-5111	400-0031
(株)NTT ドコモ 山梨支店	ネットワーク部	甲府市丸の内 2-31-3	055-236-1321	400-0031
日本郵便(株) 甲府中央郵便局	総務部	甲府市太田町 6-10	055-235-3394	400-0868

◎指定地方公共機関

機関名	防災担当課	所在地	電話番号	郵便番号
(株)山梨放送	報道部	甲府市北口 2-6-10	055-231-3232	400-8525
(株)テレビ山梨	報道部	甲府市湯田 2-13-1	055-232-1114	400-8570
(株)エフエム富士	放送本部	甲府市川田町アリア 105	055-228-6969	400-8550
山梨交通(株)	総務部	甲府市飯田 3-2-34	055-223-0811	400-0035
富士急行(株)	事業部	富士吉田市新西原 5-2-1	0555-22-7100	403-0017
(一社)山梨県 トラック協会	総務部	笛吹市石和町唐柏 1000-7	055-262-5561	406-0034
東京ガス山梨(株)	導管ネットワークソリューション部	甲府市北口 3-1-12	055-253-1341	400-0024

機関名	防災担当課	所在地	電話番号	郵便番号
吉田ガス㈱	総務グループ	富士吉田市下吉田 6-5-1	0555-22-2161	403-0004
日本コミュニティーガス 協会関東支部 山梨県部会	事務局	甲府市城東 1-10-17 甲府文化瓦斯㈱内	055-233-0225	400-0861
(一社)山梨県医師会	事業課	甲府市徳行 5-13-5	055-226-1611	400-8551
(一社)山梨県 LP ガス協会		甲府市飯田 1-4-4 ヒロセビル 2 階	055-228-4171	400-0035
山梨県道路公社	道路管理課	甲府市丸の内 2-14-13 ダイタビル 1F	055-226-3835	400-0031

◎その他の公共的団体

機関名	防災担当課	所在地	電話番号	郵便番号
山梨県社会福祉 協議会		甲府市北新 1-2-12	055-254-8610	400-0005
山梨県 ボランティア協会		甲府市丸の内 2-35-1	055-224-2941	400-0031
(公財)山梨県下水道公社	富士北麓浄化 センター管理 担当	富士吉田市下吉田東 4-26-1	0555-22-2259	403-0008
	峡東浄化セン ター管理担当	笛吹市石和町東油川字北畑 417	055-263-2738	406-0046
	釜無川浄化セ ンター管理担 当	南巨摩郡富士川町長澤 1790	0556-22-8511	400-0505
	桂川清流セン ター管理担当	大月市梁川町塩瀬 800	0554-26-3401	409-0505

(3) 県関係出先機関

機 関 名		所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
中北地域	中北地域県民センター	韮崎市本町 4-2-4	0551-23-3051	407-0024
	中北保健福祉事務所	韮崎市本町 4-2-4	0551-23-3074	407-0024
	中北林務環境事務所	韮崎市本町 4-2-4	0551-23-3087	407-0024
	中北農務事務所	韮崎市本町 4-2-4	0551-23-3077	407-0024
	中北建設事務所	甲府市貢川 2-1-8	055-224-1660	400-0065
	中北建設事務所 峡北支所	韮崎市本町 4-2-4	0551-23-3061	407-0024
峡東地域	峡東地域県民センター	甲州市塩山上塩後 1239-1	0553-20-2700	404-8601
	峡東保健福祉事務所	山梨市下井尻 126-1	0553-20-2750	405-0003
	峡東林務環境事務所	甲州市塩山上塩後 1239-1	0553-20-2720	404-8601
	峡東農務事務所	甲州市塩山上塩後 1239-1	0553-20-2706	404-8601
	峡東建設事務所	甲州市塩山上塩後 1239-1	0553-20-2710	404-8601
	新環状道路建設事務所	笛吹市石和町市部 524	055-261-1490	406-0031
峡南地域	峡南地域県民センター	南巨摩郡富士川町鯉沢 771-2	0556-22-8130	400-0692
	峡南保健福祉事務所	南巨摩郡富士川町鯉沢 771-2	0556-22-8145	400-0601
	峡南林務環境事務所	西八代郡市川三郷町高田字大正 111-1	055-240-4140	409-3606
	峡南農務事務所	西八代郡市川三郷町高田字大正 111-1	055-240-4135	409-3606
	峡南建設事務所	西八代郡市川三郷町高田字大正 111-1	055-240-4123	409-3606
	峡南建設事務所 身延支所	南巨摩郡身延町梅平 2483-30	0556-62-3831	409-2531
富士・東部地域	富士・東部地域県民センター	都留市田原 3-3-3	0554-45-7800	402-0054
	富士・東部保健福祉事務所	富士吉田市上吉田 1-2-5	0555-24-9032	403-0005
	富士・東部林務環境事務所	都留市田原 2-13-43	0554-45-7810	402-0054
	富士・東部農務事務所	都留市田原 3-3-3	0554-45-7830	402-0054
	富士・東部建設事務所	大月市大月町花咲 1608-3	0554-22-7800	401-0015
	富士・東部建設事務所 吉田支所	富士吉田市上吉田 1-2-5	0555-24-9050	403-0005
東京事務所		東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 13 階	03-5212-9033	102-0093
甲府警察署		甲府市中央 1-10-1	055-232-0110	400-0032
南甲府警察署		甲府市中小河原町 404-1	055-243-0110	400-0854
南アルプス警察署		南アルプス市十五所 759-2	055-282-0110	400-0305
甲斐警察署		甲斐市志田 6 7 0 番地	0551-20-0110	400-0107
北杜警察署		北杜市長坂町長坂上条 2575-79	0551-32-0110	408-0021
鯉沢警察署		南巨摩郡富士川町最勝寺 1306	0556-22-0110	400-0502
南部警察署		南巨摩郡南部町南部 9335-1	0556-64-0110	409-2212
笛吹警察署		笛吹市石和町市部 555	055-262-0110	406-0031
日下部警察署		山梨市北 261	0553-22-0110	405-0041
富士吉田警察署		富士吉田市旭 1-5-1	0555-22-0110	403-0012
大月警察署		大月市大月町真木 197-3	0554-22-0110	401-0016
上野原警察署		上野原市上野原 3819	0554-63-0110	409-0112

(4) 市町村

市 町 村 名		所 在 地	電話番号	郵便番号
甲府市		丸の内 1-18-1	055-237-1161	400-8585
富士吉田市		下吉田 6-1-1	0555-22-1111	403-8601
都留市		上谷 1-1-1	0554-43-1111	402-8501
山梨市		小原西 843	0553-22-1111	405-8501
大月市		大月 2-6-20	0554-22-2111	401-8601
韮崎市		水神 1-3-1	0551-22-1111	407-8501
南アルプス市		小笠原 376	055-282-1111	400-0395
北杜市		須玉町大豆生田 961-1	0551-42-1111	408-0188
甲斐市		篠原 2610	055-276-2111	400-0192
笛吹市		石和町市部 777	055-262-4111	406-8510
上野原市		上野原 3832	0554-62-3111	409-0192
甲州市		塩山上於曽 1085-1	0553-32-2111	404-8501
中央市		臼井阿原 301-1	055-274-1111	409-3892
西八代郡	市川三郷町	市川大門 1790-3	055-272-1101	409-3601
南巨摩郡	早川町	高住 758	0556-45-2511	409-2732
	身延町	切石 350	0556-42-2111	409-3392
	南部町	富士 28505-2	0556-66-2111	409-2192
	富士川町	天神中條 1134	0556-22-1111	400-0592
中巨摩郡	昭和町	押越 542-2	055-275-2111	409-3880
南都留郡	道志村	6181-1	0554-52-2111	402-0209
	西桂町	小沼 1501-1	0555-25-2121	403-0022
	忍野村	忍草 1514	0555-84-3111	401-0592
	山中湖村	山中 237-1	0555-62-1111	401-0595
	鳴沢村	1575	0555-85-2311	401-0398
	富士河口湖町	船津 1700	0555-72-1111	401-0392
北都留郡	小菅村	4698	0428-87-0111	409-0211
	丹波山村	890	0428-88-0211	409-0305

(5) 消防本部

消防本部名	所 在 地	電話番号	郵便番号
甲府地区広域行政事務組合 消防本部	甲府市伊勢 3-8-23	055-222-1190	400-0856
都留市消防本部	都留市上谷 2-2-9	0554-43-1119	402-0053
富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部	富士吉田市松山 5-10-13	0555-22-0119	403-8599
大月市消防本部	大月市大月町花咲 1608-19	0554-22-0119	401-0015
峡北広域行政事務組合 消防本部	韮崎市本町四丁目 8 番 36 号	0551-22-0119	407-0024
笛吹市消防本部	笛吹市石和町下平井 204	055-261-0119	406-0027
峡南広域行政組合 消防本部	西八代郡市川三郷町下大鳥居 27	055-272-1919	409-3605
東山梨行政事務組合 東山梨消防本部	甲州市塩山西広門田 385	0553-32-0119	404-0037
上野原市消防本部	上野原市松留 514-8	0554-62-4112	409-0115
南アルプス市消防本部	南アルプス市十五所 1014	055-283-0119	400-0305

2 山梨県防災会議

(1) 山梨県防災会議条例（昭和37年10月13日 山梨県条例第43号）

（趣旨）

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十五条第八項の規定に基づき、山梨県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（法第十五条第五項第五号から第八号までに規定する委員の定数）

第二条 防災会議の委員のうち法第十五条第五項第五号から第八号までに規定する委員の定数は、次のとおりとする。

- 一 知事の部内の職員のうちから指名する委員十五人以内
 - 二 市町村長のうちから任命する委員二人以内
 - 三 消防機関の長のうちから任命する委員二人以内
 - 四 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命する委員二十一人以内
 - 五 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命する委員五人以内
- （昭五四条例一九・平二四条例八〇・平二五条例一九・平三一条例二九・令三条例五・一部改正）

（任期）

第三条 前条各号に規定する委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 防災会議の専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（幹事）

第四条 防災会議に、幹事五十三人以内を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。
 - 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。
- （昭五四条例一九・平三一条例二九・令三条例五・一部改正）

（部会）

第五条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（議事等）

第六条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

（昭四〇条例七・旧第八条繰上）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年条例第七号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五四年条例第一九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年条例第八〇号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（委員の任期に関する経過措置）

2 この条例の施行後最初に第一条の規定による改正後の山梨県防災会議条例第二条第五号に掲げる委員に任命された者の任期は、同条例第三条第一項の規定にかかわらず、任命の日から、その任命の際現に山梨県防災会議の委員である者の任期満了の日までとする。

附 則（平成二五年条例第一九号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年条例第二九号）

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和三年条例第五号）

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（2） 山梨県防災会議運営要領

（趣 旨）

第一条 この要領は、山梨県防災会議条例（昭和三十七年十月山梨県条例第四十三号）第六条の規定に基づき、山梨県防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長の職務代理）

第二条 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会 議）

第三条 防災会議の会議は、必要に応じて開くものとする。

2 防災会議の会議は、会長が招集する。

3 議長には、会長があたる。

（議 決）

第四条 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

ただし、感染症の蔓延等により会議開催が当面不可能と判断される場合には、書面で委員の意見を聞き、防災会議の議決に代えること（以下「書面議決」という。）ができるものとする。

（書面議決の実施）

第五条 会長は書面議決の実施にあたり、返信期日を指定し、議案書、書面表決書（別記様式第1号）及び参考図書等を全委員に送付するものとする。

2 期日内に委員の過半数からの返信をもって会議が開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとする。

3 議決は、会議に出席した委員の過半数の同意をもって行うこととし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委 任）

第六条 防災会議は、その所掌に属する事務の一部を、会長に委任することができる。

2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

（幹事会）

第七条 防災会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事をもって構成する。

3 幹事会は、事務局長が招集する。

(事務局)

第八条 防災会議の事務を処理するため、事務局を防災局防災危機管理課に置く。

- 2 事務局に局長、次長及び局員を置く。
- 3 局長は、防災危機管理課長をもってあてる。
- 4 次長は、防災危機管理課総括課長補佐をもってあてる。
- 5 局員は、県職員のうちから会長が任命する。

(会議録)

第九条 事務局長は、次に掲げる事項について、会議録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した案件
- (4) 会議の経過
- (5) 議決事項
- (6) その他の参考事項

(別記様式第1号)

書 面 表 決 書

年 月 日

山梨県防災会議
会長

殿

所属・役職

氏 名

私は、山梨県地域防災計画の改正案について、次のとおり表決します。

賛 成	
反 対	

※「賛成」又は「反対」に、○印を表示して下さい。(反対の場合には、修正が必要な箇所について、当該頁および修正内容を記載して下さい。)

山梨県防災会議運営要領第五条の規定により会長に委任する事務について

災害対策基本法、同施行令及び山梨県防災会議条例に基づく山梨県防災会議の所掌事務のうち、次の事務については、山梨県防災会議運営要領第5条の規定により会長に委任する。

- 1 災害対策基本法第21条の規定に基づき、関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めること。
- 2 県地域防災計画及び県水防計画のうち、関係行政機関等における組織改正に関する事項及び軽易な事項の修正に関すること。

(平成26年3月25日改正)

(3) 山梨県防災会議委員

役 職 名
関東管区警察局長
関東財務局甲府財務事務所長
関東信越厚生局長
関東農政局地方参事官（山梨県担当）
関東森林管理局長
関東経済産業局総務企画部長
関東東北産業保安監督部長
関東運輸局山梨運輸支局長
東京航空局東京空港事務所東京国際空港長
甲府地方気象台長
関東総合通信局長
山梨労働局長
国土交通省関東地方整備局長
関東地方環境事務所長
南関東防衛局長
国土地理院関東地方測量部長
陸上自衛隊東部方面特科連隊長
山梨県市長会代表
山梨県町村会代表
山梨県消防長会長
（一財）山梨県消防協会副会長
東日本旅客鉄道（株）八王子支社甲府統括センター甲府駅長
東海旅客鉄道（株）静岡支社長
東日本電信電話（株）山梨支店長
（株）NTTドコモ山梨支店長
日本赤十字社山梨県支部事務局長
日本放送協会甲府放送局長
中日本高速道路（株）八王子支社長
日本通運（株）山梨営業部部長
東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社長
日本銀行甲府支店長
日本郵便（株）甲府中央郵便局長
（株）山梨放送代表取締役社長

役 職 名
（株）テレビ山梨代表取締役社長
（株）エフエム富士代表取締役社長
山梨交通（株）代表取締役
富士急行（株）代表取締役社長
（一社）山梨県トラック協会長
東京ガス山梨（株）導管ネットワークソリューション部長
吉田ガス（株）代表取締役社長
日本コミュニティーガス協会関東支部山梨県部会長代行
（一社）山梨県医師会長
区長代表
（福）山梨県社会福祉協議会常務理事
山梨県女性団体協議会事務局長
（一社）山梨県老人クラブ連合会副会長
（福）山梨県障害者福祉協会理事長
山梨県教育委員会教育長
山梨県警察本部長
山梨県人口減少危機対策本部事務局長
山梨県感染症対策センター感染症対策統轄官
山梨県知事政策局長
山梨県DX・情報政策推進統括官
山梨県県民生活部長
山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官
山梨県総務部長
山梨県防災局長
山梨県福祉保健部長
山梨県子育て支援局長
山梨県林政部長
山梨県環境・エネルギー部長
山梨県産業労働部長
山梨県観光文化・スポーツ部長
山梨県農政部長
山梨県県土整備部長

(4) 山梨県防災会議幹事

役 職 名
関東管区警察局広域調整部災害対策官
関東管区警察局山梨県情報通信部長
関東財務局甲府財務事務所総務課長
関東信越厚生局総務課長
関東農政局山梨県拠点総括農政推進官
関東森林管理局山梨森林管理事務所長
関東経済産業局危機管理・災害対策室長
関東東北産業保安監督部管理課長
関東運輸局山梨運輸支局首席運輸企画専門官
東京航空局東京空港事務所空港安全部長
甲府地方気象台防災管理官
関東総合通信局防災対策推進室長
山梨労働局総務課長
国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長
陸上自衛隊東部方面特科連隊第3科長
山梨県市長会常務理事
山梨県町村会常務理事
山梨県消防長会事務局長
(一財) 山梨県消防協会常務理事
東日本旅客鉄道(株) 八王子支社甲府統括センター 甲府駅副所長
東日本電信電話(株) 山梨災害対策室長
(株) NTT ドコモ山梨支店ネットワーク部長
日本赤十字社山梨県支部事業推進課長
日本放送協会甲府放送局コンテンツセンター長
中日本高速道路(株) 八王子支社甲府保全・サービスセンター所長
日本通運(株) 山梨営業部課長(業務)
東京電力パワーグリッド(株) 山梨総支社業務総括グループマネージャー

役 職 名
日本銀行甲府支店次長
日本郵便(株) 甲府中央郵便局総務部長
(株) 山梨放送 報道制作局長
(株) テレビ山梨報道制作局長
(株) エフエム富士報道責任者
山梨交通(株) 総務課長
富士急行(株) 常務取締役事業部長
東京ガス山梨(株) 導管グループマネージャー
山梨県教育委員会事務局次長(総務課長)
山梨県警察本部警備第二課長
山梨県人口減少危機対策本部事務局人口減少危機対策監
山梨県感染症対策センター感染症対策企画監
山梨県知事政策局秘書課長
山梨県DX・情報政策推進統括官参事(情報政策推進監)
山梨県県民生活部県民生活総務課長
山梨県男女共同参画・共生社会推進監
山梨県総務部次長(人事課長)
山梨県総務部市町村課長
山梨県福祉保健部福祉保健総務課長
山梨県子育て支援局子育て政策課長
山梨県林政部森林政策課長
山梨県環境・エネルギー部環境・エネルギー政策課長
山梨県産業労働部産業政策課長
山梨県観光文化・スポーツ部観光文化・スポーツ総務課長
山梨県農政部農政総務課長
山梨県県土整備部県土整備総務課長
山梨県教育委員会事務局次長(総務課長)

(5) 山梨県防災会議地震部会運営要綱

(設置)

第1条 山梨県防災会議条例（昭和37年山梨県条例第43号）第5条第1項の規定に基づき、山梨県防災会議（以下「防災会議」という。）に地震部会（以下「部会」という。）を設置する。

(部会の業務)

第2条 部会は、地震対策の推進についての業務を行う。

(委員)

第3条 委員は、防災会議委員若干名および専門委員をもってあてる。

2 部会の委員は、防災会議の会長が指名する。

(部会長)

第4条 部会長は、防災会議の会長の指名する者をもってあてる。

2 部会長は、会務を掌理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が会議の議長となる。

ただし、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者をもって議長にあてる。

(幹事会)

第6条 第2条に規定する事項で緊急または簡単な事項を処理するため部会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置することができる。

2 幹事会は、部会長が指名する者をもって構成する。

3 幹事会は、防災危機管理課長が必要に応じて招集し、防災危機管理課長が会議の議長となる。

(結果報告)

第7条 会議の結果については、幹事会は部会に、部会は防災会議にそれぞれの議長が報告するものとする。

ただし、緊急または簡単な事項については、防災会議の会長に報告すれば足りるものとする。

(委任)

第8条 この規定に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、防災局防災危機管理課において処理する。

(7) 山梨県防災会議水防部会運営要綱

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律)第8条第1項及び、山梨県防災会議条例(昭和37年山梨県条例第43号)第5条第1項の規定に基づき、山梨県防災会議(以下「防災会議」という。)に水防部会(以下「部会」という。)を設置する。

(部会の業務)

第2条 部会は、水防法第7条第1項に基づく水防計画を審議し立案する。

(委員)

第3条 委員は、防災会議委員若干名および専門委員をもってあてる。

2 部会の委員は、防災会議の会長が指名する。

(会議)

第4条 部会は、定例会及び臨時会とし、部会長が招集する。定例会は毎年1回開催し、臨時会は 部会長が必要と認めたとき、随時開催する。

2 部会長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する者をもってあてる。

(結果報告)

第5条 会議の結果については、議長が防災会議に報告するものとする。

ただし、緊急または簡単な事項については、防災会議の会長に報告すれば足りるものとする。

(委任)

第6条 この規定に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、県土整備部治水課において処理する。

(9) 山梨県防災会議富士山火山部会運営要綱

(設置)

第1条 山梨県防災会議条例（昭和37年山梨県条例第43号）第5条第1項の規定に基づき、山梨県防災会議（以下「防災会議」という。）に富士山火山部会（以下「部会」という。）を設置する。

(部会の業務)

第2条 部会は、富士山火山対策の推進についての業務を行う。

(委員)

第3条 委員は、防災会議委員若干名および専門委員をもってあてる。

2 部会の委員は、防災会議の会長が指名する。

(部会長)

第4条 部会長は、防災会議の会長の指名する者をもってあてる。

2 部会長は、会務を掌理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が会議の議長となる。

ただし、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者をもって議長にあてる。

(幹事会)

第6条 第2条に規定する事項で緊急または簡単な事項を処理するため部会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置することができる。

2 幹事会は、部会長が指名する者をもって構成する。

3 幹事会は、防災危機管理課長が必要に応じて招集し、防災危機管理課長が会議の議長となる。

(結果報告)

第7条 会議の結果については、幹事会は部会に、部会は防災会議にそれぞれの議長が報告するものとする。

ただし、緊急または簡単な事項については、防災会議の会長に報告すれば足りるものとする。

(委任)

第8条 この規定に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、防災局防災危機管理課において処理する。

3 山梨県災害対策本部

(1) 山梨県災害対策本部条例(昭和37年10月13日 山梨県条例第42号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第23条第8項の規定に基づき、山梨県災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(平八条例一四・平二四条例八〇・一部改正)

(本部長等の責務)

第2条 本部の長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平八条例一四・追加)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(平八条例一四・旧第四条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年条例第一四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年条例第八〇号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(2) 山梨県災害対策本部活動要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、山梨県災害対策本部条例（昭和37年10月山梨県条例第42号）第5条の規定に基づき、山梨県災害対策本部（以下「本部」という。）の活動等に関する事項を定めるものとする。

(本部の設置及び廃止)

第2条 本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあると認めるときは、本部を設置するものとする。

2 本部は、災害の危険が解消したと認められる場合、又は災害に対する応急措置がおおむね完了したと認められるときに、本部を廃止する。

(副本部長)

第3条 副本部長は、副知事及び県警察本部長をもってあてる。

2 副本部長は、本部長を補佐する。本部長に事故があるときは、副知事（山梨県副知事の担当事務に関する規程（令和6年山梨県訓令甲第9号）第1条の規定により防災局に関することを担当事務とする副知事をいう。）が本部長代理としてその職務を代理する。

3 前項の本部長代理に事故があるときは、同項に規定する副知事以外の副知事、県警察本部長の順位によりその職務を代理する。

(本部員)

第4条 本部員は、感染症対策統轄官、公営企業管理者、教育長、富士山保全・観光エコシステム推進統括官、地域ブランド・広聴広報統括官、人口減少危機対策本部事務局長、各部局長、DX・情報政策推進統括官、会計管理者をもってあてる。

2 防災局長は、本部長及び副本部長の命を受けて、知事部局及び県教育委員会の応急対策の統括及び調整を担う。

(部・班及びその分掌事務)

第5条 本部に、部及び班を置き、その名称並びに分掌事務は、次のとおりとし、部長及び班長は分掌に定める者をもってあてる。

2 次に掲げるもののほか、各部各班は、統括副部長（総務部次長（庁内調整））の指示に基づき、災害対策本部統括部等への応援を行うものとする。

各部各班分掌事務

名 称		分 掌 事 務
部	班	
人口減少危機対策部（人口減少危機対策本部事務局長）	人口減少危機対策企画班（人口減少危機対策監） 人口減少調査研究班（人口減少調査監）	1 部内及び関係団体との連絡調整に関する事 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事
感染症対策部（感染症対策統轄官）	感染症対策班（感染症対策監）	感染症対策に関する事
知事政策部（知事政策局長）	秘書班（秘書課長）	本部長の視察に関する事
	政策企画班（政策参事） 地域ブランド推進班（地域ブランド推進監）	1 部内及び関係団体との連絡調整に関する事 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事 3 災害対策本部統括部渉外対応班の応援に関する事
	富士山保全・観光エコシステム推進班（富士山保全・観光エコシステム推進監）	1（富士山での大規模災害における）関係者との連絡調整、情報収集、被害調査に関する事 2 富士山世界遺産センターの被害調査、応急対策、観光客対策に関する事 3 富士北麓駐車場との連絡調整、情報収集、被害調査に関する事
	富士五湖自然首都圏推進班（富士五湖自然首都圏推進監）	部内各班への応援に関する事
	広聴広報班（広聴広報監）	災害対策本部統括部広報班に関する事
	国際戦略班（国際戦略監）	国際交流センターとの連絡調整、情報収集、被害調査に関する事
	リニア・次世代交通推進班（リニア・次世代交通推進監）	1 リニア見学センターの地震防災応急対策に関する事 2 山梨リニア実験線関係機関との連絡調整に関する事 3 関係団体との連絡調整に関する事 4 避難者の輸送に用いるバス等に係る情報収集に関する事
	新事業チャレンジ推進班（新事業チャレンジ推進監）	部内各班への応援に関する事
DX・情報政策推進統括部（DX・情報政策推進統括官）	情報政策推進班（情報政策推進監） DX推進班（DX推進監）	各種システムの復旧に関する事
県民生活部（県民生活部長）	県民生活総務班（県民生活総務課長）	1 部内及び関係団体との連絡調整に関する事 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事 3 やまなし地域づくり交流センターの被害調査及び応急対策に関する事 4 災害ボランティア活動の支援に関する事

	北富士演習場対策班 (北富士演習場対策課長)	部内各班への応援に関する事
	統計調査班 (統計調査課長)	
	県民生活安全班 (県民生活安全課長)	1 生活関連物資の価格・需給動向調査に関する事 2 生活関連物資に関わる不当取引等の防止に関する事 3 生活関連物資調達の調整に関する事 4 人権擁護に関する事
	私学・科学振興班 (私学・科学振興課長)	私立学校に関する地震防災応急対策に関する事
多様性社会・ 人材活躍推進部 (多様性社会・人 材活躍推進局長)	男女共同参画・外国 人活躍推進班 (男女共同参画・外 国人活躍推進課長)	1 男女共同参画推進センターの被害調査及び応急対策に関する事 2 定住外国人の支援に関する事
	労政人材育成班 (労政人材育成課長)	1 労働関係施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 職業能力開発関係施設の被害調査及び応急対策に関する事
	労働委員会事務局班 (労働委員会事務局 次長)	部内各班への応援に関する事
総務部 (総務部長)	人事班 (人事課長) 働きやすい職場づくり 支援班 (働きやすい職場づく り支援室長)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関する事 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事 3 職員の動員、派遣に関する事
	職員厚生班 (職員厚生課長)	災害対策本部統括部総務・調整班の応援に関する事
	財政班 (財政課長)	1 災害応急関係の予算に関する事 2 県議会との連絡に関する事
	税務班 (税務課長)	災害による県税の減免措置に関する事
	財源確保・資産活用 推進班 (財源確保・資産活 用推進課長)	県有財産の被害調査及び応急対策に関する事
	庁舎管理班 (庁舎管理室長)	1 庁舎の利用調整に関する事 2 公用車の管理及び運用に関する事
	行政経営管理班 (行政経営管理課長)	1 災害対策本部統括部情報班の応援に関する事 2 災害対策本部統括部渉外対応班の応援に関する事
	市町村班 (市町村課長)	被災市町村及び支援市町村の行財政指導に関する事
	人事委員会事務局班 (人事委員会事務局次 長)	人事班等への応援に関する事
防災部 (防災局長)	防災危機管理班 (防災危機管理課長)	災害対策本部統括部に関する事
	消防保安班 (消防保安課長)	1 災害対策本部統括部に関する事 2 緊急消防援助隊受援に関する事
福祉保健部 (福祉保健部長)	福祉保健総務班 (福祉保健総務課長)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関する事 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事 3 社会福祉施設及び保護施設の被害調査及び応急対策に関する事
	健康長寿推進班 (健康長寿推進課長)	老人福祉施設等の被害調査及び応急対策に関する事

	国保援護班 (国保援護課長)	福祉保健総務班等への応援に関すること
	障害福祉班 (障害福祉課長)	社会福祉施設及び児童福祉施設(障害福祉所掌)の被害調査及び応急対策に関すること
	医務班 (医務課長)	1 応急医療に関すること 2 医療関係の被害調査及び応急対策に関すること
	衛生薬務班 (衛生薬務課長)	1 飲料水の応急給水に関すること 2 医薬品卸売業者等及び毒劇物製造業者等の被害調査並びに応急対策に関すること 3 医薬品、医療機器等の供給に関すること 4 広域火葬に関すること 5 食中毒の防止に関すること 6 ペットに関すること
	健康増進班 (健康増進課長)	1 透析医療施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 特定給食施設の食事供給体制に関すること 3 歯科保健の活動調査に関すること
子育て支援部 (子育て支援局長)	子育て政策班 (子育て政策課長) 子ども福祉班 (子ども福祉課長)	児童福祉施設(子育て支援局所掌)の被害調査及び応急対策に関すること
林政部 (林政部長)	森林政策班 (森林政策課長)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関すること 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること
	森林整備班 (森林整備課長)	民有林の被害調査及び応急復旧に関すること
	林業振興班 (林業振興課長)	1 民有林関係施設等の被害調査及び応急復旧に関すること 2 薪炭、水防用及び応急住宅用資材の確保に関すること
	県有林班 (県有林課長)	県有林の被害調査及び応急復旧に関すること
	治山林道班 (治山林道課長)	1 林道及び治山施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 保安林の被害調査及び応急復旧に関すること
環境・エネルギー部 (環境・エネルギー部長)	環境・エネルギー政策班 (環境・エネルギー政策課長)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関すること 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること 3 エネルギー対策に関する連絡調整
	大気水質保全班 (大気水質保全課長)	1 公害関連施設の災害応急対策に関すること 2 環境放射能モニタリング調査に関すること
	環境整備班 (環境整備課長)	廃棄物処理対策に関すること
	自然共生推進班 (自然共生推進課長)	1 災害からの自然保護対策に関すること 2 ハヶ岳自然ふれあいセンターの連絡調整、情報収集、被害調査に関すること
産業政策部 (産業政策部長)	産業政策班 (産業政策課長)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関すること 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること 3 商工関係の被害調査に関すること 4 生活関連物資調達の調整に関すること
	スタートアップ・経営支援班 (スタートアップ・経営支援課長)	部内各班への応援に関すること
	成長産業推進班 (成長産業推進課長)	立地企業との連絡調整に関すること

	産業振興班 (産業振興課長)	1 製造業関係の情報収集・提供並びに応急対策に関する事 2 災害復興資金の斡旋に関する事
観光文化・スポーツ部 (観光文化・スポーツ部長)	観光文化・スポーツ 総務班 (観光文化・スポーツ 総務課長)	1 部内各班への連絡調整に関する事 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事 3 市町村を通じた観光関係団体、観光関連施設との連絡調整、情報収集、被害調査に関する事
	観光振興班 (観光振興課長)	1 やまなし観光推進機構との連絡調整、情報収集、被害調査に関する事 2 地場産業センターとの連絡調整、情報収集、被害調査に関する事 3 Cave de ワイン県やまなしとの連絡調整、情報収集、被害調査に関する事 4 外国人旅行客の支援に関する事
	観光資源班 (観光資源課長) 南アルプス観光振興 班 (南アルプス観光 振興室長)	1 観光振興班等への応援に関する事
	文化振興・文化財班 (文化振興・文化財 課長)	1 県立文化施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 文化財の被害調査及び応急対策に関する事
	スポーツ振興班 (スポーツ振興課長)	県立体育施設の被害調査及び応急対策に関する事
	国民スポーツ大会・ 全国障害者スポーツ 大会準備班 (国民スポーツ大 会・全国障害者ス ポーツ大会準備室長)	部内各班への応援に関する事
農政部 (農政部長)	農政総務班 (農政総務課長)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関する事 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事 3 農業協同組合及び農業共済組合の地震災害応急対策に関する事
	担い手・農地対策班 (担い手・農地対策 課長)	農業委員会ネットワーク機構及び農業委員会との連絡調整に関する事
	販売・輸出支援班 (販売・輸出支援課長)	1 卸売市場の被害調査及び応急対策に関する事 2 農畜産物の流通販売の被害調査に関する事
	農業技術班 (農業技術課長)	1 農産物等の被害調査に関する事 2 農産物等の技術対策に関する事 3 農業災害関係制度資金に関する事
	果樹・六次産業振興班 (果樹・六次産業振興課長)	果樹・野菜関係流通施設等の被害調査及び応急対策に関する事
	畜産班 (畜産課長)	1 畜産関係の被害調査及び応急対策に関する事 2 畜産物の調達及び斡旋の準備又は実施に関する事
	食糧花き水産班 (食糧花き水産課長)	1 食糧の調達及び斡旋の準備又は実施に関する事 2 水稲等の被害調査及び応急対策に関する事 3 花き、特産関係の被害調査及び応急対策に関する事 4 水産関係施設の被害調査及び応急対策に関する事
	農村振興班 (農村振興課長)	開拓財産及び国有財産の被害調査に関する事
	耕地班 (耕地課長)	農地及び農業用施設の被害調査及び応急復旧に関する事

県土整備部 (県土整備部長)	県土整備総務班 (県土整備総務課長)	1 部内応急体制の確立に関する事 2 部内情報の取りまとめに関する事 3 県土整備本部班への応援に関する事
	県土整備本部班 (部付主幹)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関する事 2 応急復旧資材等の調達に関する事
	建設業対策班 (建設業対策室長) リニア整備推進班 (リニア整備推進室長) 用地班 (用地課長) 技術管理班 (技術管理課長)	1 県土整備総務班への応援に関する事 2 県土整備本部班への応援に関する事
	道路整備班 (道路整備課長) 高速道路推進班 (高速道路推進課長)	道路管理班への応援に関する事
	道路管理班 (道路管理課長)	1 道路及び橋梁の被害調査及び応急復旧に関する事 2 交通規制の実施及び迂回路等の確保に関する事 3 道路情報の提供に関する事
	治水班 (治水課長)	1 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事 2 水防活動の総括に関する事 3 水防情報の取りまとめ及び伝達に関する事 4 水防管理団体の指導連絡に関する事 5 河川の被害調査及び応急復旧に関する事 6 ダム施設の被害調査及び応急復旧に関する事
	下水道班 (下水道室長)	上下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事
	砂防班 (砂防課長)	土砂災害等による砂防施設等への被害調査及び応急復旧に関する事
	都市計画班 (都市計画課長) 景観まちづくり班 (景観まちづくり室長)	1 都市施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 被災宅地危険度判定士の出動要請に関する事
	建築住宅班 (建築住宅課長) 住宅対策班 (住宅対策室長)	1 被災建築物応急危険度判定士の出動要請に関する事 2 災害復旧住宅資金の融資に関する事 3 崖地近接住宅の除去、移転に関する事 4 災害応急仮設住宅建設に関する事 5 公営住宅の応急復旧に関する事 6 建築物・廃棄物対策班の応援に関する事
	営繕班 (営繕課総括課長補佐)	県有建物の被害調査及び応急対策に関する事
出納部 (会計管理者)	会計班 (会計課長)	1 部内各班の連絡調整に関する事 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事 3 災害関係経費の支払いに関する事
	管理班 (管理課長)	災害関係物資の調達に関する事 (協定締結企業からの物資調達以外のものを含む)
	工事検査班 (工事検査課長)	治山林道班、耕地班、県土整備本部等への応援に関する事
	監査委員事務局班 (監査委員事務局次長)	管理班等への応援に関する事

企業部 (公営企業 管理者)	(企業局)総務班 (総務課長)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関すること 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること 3 応急復旧用資材及び物資の調達に関すること 4 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること
	電気班 (電気課長) 新エネルギーシス テム推進班 (新エネルギーシス テム推進課長)	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 水防情報の取りまとめ及び伝達に関すること
文教部 (教育長)	(教育)総務班 (総務課長) 教育企画室班 (教育企画室長)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関すること 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること 3 職員の動員、派遣及び応援に関すること
	福利給与班 (福利給与課長)	部内各班への応援に関すること
	学校施設班 (学校施設課長)	公立学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること
	義務教育班 (義務教育課長)	1 市町村(組合)立学校の人的被害の取りまとめに関すること 2 被災児童、生徒の教科用図書の斡旋に関すること
	高校教育班 (高校教育課長) 特別支援教育・児童生徒支 援班 (特別支援教育・児童生徒支援 課長)	1 県立学校の人的被害の取りまとめに関すること 2 被災生徒の奨学金に関すること
	生涯学習班 (生涯学習課長)	社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること並びに青少年施設の 地震防災対策に関すること
	保健体育班 (保健体育課長)	部内各班への応援に関すること
警察本部 (警察本部長)	総務課 警備第二課 (警備第二課長)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関すること 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること 3 災害警備上の調査及び応急対策に関すること 4 犯罪の予防及び社会秩序の維持に関すること 5 災害時の交通の禁止及び規制に関すること 6 警察の通信に関すること

(部長会議)

第6条 部長会議は、各部の部長をもって構成する。

2 部長会議は、本部長が招集する。

(災害警戒連絡会議等)

第7条 各部局の情報共有や災害対策の検討等のため、災害警戒連絡会議(本部設置時は災害対策会議)を置く。

2 災害警戒連絡会議等は、第3条第2項に規定する副知事、防災局長、関係部局の次長級をもって構成する。

3 災害警戒連絡会議等は、災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)及び本部設置時等、必要に応じて前項に規定する副知事が招集する。

(災害警戒本部)

第8条 防災局長は、災害対策本部が設置されない場合で、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要と認められる場合は、警戒本部を設置するものとする。

2 警戒本部は、災害の危険が解消したと認められる場合、又は災害に対する応急措置がおおむね完了したと認められるときに、これを廃止する。

3 警戒本部は、災害対策本部統括部により運営する。災害時等の配備基準は別表のとおりとする。

ただし、警察本部は警察本部長の定めるところによる。

(災害時等の配備基準)

第9条 災害時等の配備基準は別表のとおりとする。

ただし、警察本部は警察本部長の定めるところによる。

2 各部長(警察本部長を除く。)は前項の配備基準により、分掌業務について、あらかじめ配備計画をたて、これを班員に周知徹底する。

3 市町村への情報収集体制にあたっては、市町村担当者への照会方法を事前に整理し、複数の所属から同じ担当者へ照会しないよう、情報収集の効率化、市町村の負担軽減を図る。

(本部及び警戒本部が設置されていないときの配備態勢)

第10条 本部及び警戒本部が設置されていないときの配備態勢は注意報等配備態勢及び警報等配備態勢とする。注意報等配備態勢及び警報等当該配備態勢時における情報収集については、防災局職員が総合調整を行うこととする。

1 注意報等配備態勢下における活動要領は、おおむね次のとおりとする。

(1)職員は、情報収集に努め、情勢に対応する措置をする。

(2)各所属長は、情勢又は連絡に即応して、随時所属職員に対し必要な指示を行う。

2 警報等配備態勢下における活動要領はおおむね次のとおりとする。

(1)注意報等配備態勢下における活動を続ける。

(2)気象状況の推移等により、数時間以内に警戒本部、又は本部を設置する必要性が生じうると防災局長が認めた場合は、設置できる態勢の準備を行うほか、参集対象となる幹部や統括部員、関係課員等に自宅等への待機要請を行い、速やかに登庁できる態勢を整えることとする。

(本部及び警戒本部が設置されたときの配備態勢)

第11条 本部が設置されたときの配備態勢は、災害対策本部配備態勢とする。

本部が設置されたときは、各部長は災害対策活動に全力を集中するものとする。

2 警戒本部が設置されたときの配備態勢は、災害警戒本部配備態勢とする。警戒本部が設置されたときは、災害対策本部統括部は災害情報を収集の上、災害対策活動を実施し、必要に応じて速やかに本部に移行するものとする。

第12条 災害対策に関係のある部及び班の職員は、勤務時間外及び休日において災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、所属の部又は班と連絡をとり、必要がある場合は、所定の場所に参集するものとする。

(部局統括調整員)

第13条 各部は、部局統括調整員1名を災害対策本部が設置されたときに所定の場所に常駐させ、本部との調整にあたらせるものとする。

2 部局統括調整員は、原則として、企画調整主幹又は各部局付主幹をもってあてることとし、災害対策本部統括部総務・調整班に配属することとする。

(自衛隊の派遣等)

第14条 本部長は、災害の発生が予想され、本部と自衛隊との連絡を密にする必要があると認めるときは、自衛隊連絡幹部の派遣を、災害が発生したときは、自衛隊の派遣を要請するものとする。

(被害報告)

第15条 関係ある班長及び地方連絡本部長は、山梨県地域防災計画の災害関係情報等の受伝達に定めるところにより、被害状況等を報告するものとする。

(統括部)

第16条 本部各部の災害応急対策を統括するため、統括部を置く。

2 統括部に統括部長、副部長、部長補佐官、班長及び部員を置く。

3 統括部長は、防災局長をもってあてる。

4 副部長は、防災局次長(報道担当・渉外担当)及び総務部次長(庁内調整)をもってあてる。

5 統括部長補佐官は、富士山火山防災監、防災対策専門監をもってあてる。

6 班長は、統括部長が指名する部員をもってあてる。

7 部員は、統括部長が指名する。

8 部員の外、部局統括調整員、現地連絡員を置き、統括部長が指名する。

- 9 統括部の事務分掌表は、別紙のとおりとする。
- 10 統括部の班構成や人員の配置については、災害の状況等により、防災局長が変更できることとする。
(地方連絡本部)
- 第17条 災害対策活動について、管内市町村や県の出先機関との連絡を密にし、円滑適切な実施を図るため、地域県民センターに地方連絡本部を置く。
- 2 地方連絡本部は、地域の実情に応じて地域県民センターの所長、次長及び出先機関の長等をもって構成する。
- 3 地方連絡本部長は、地域県民センター所長をもってあてる。
- 4 地方連絡本部の組織及び分掌事務は、本部に準じて地方連絡本部長が定める。
(東京地方連絡本部)
- 第18条 災害対策活動について、関係各省との連絡を密にし、円滑適切な実施を図るため、東京事務所に東京地方連絡本部を置く。
- 2 東京地方連絡本部長は、東京事務所長があたる。
(関係機関との連携)
- 第19条 本部長は必要に応じて、県防災会議を構成する防災関係機関に対し、災害対策本部への連絡員の派遣を要請することとする。

別表 県職員の配備態勢

県職員の配備態勢は、次の配備基準によるものとする。

(1) 配備基準

ア 注意報等配備態勢

災害関連情報の収集活動をはじめとする応急対策活動に着手するものとする。

注 意 報 等 配 備 態 勢					
配備を要する所属	配 備 基 準				
	・大雨注意報 ・洪水注意報 のどれか1以上の発表	震度4の 地震の観測	長周期地震 動階級4の観 測	大雪注意報 の発表	地震発生時でダム堤 体底部の地震加速度 が25gal以上であった とき
配備所属を除く庁内各課 (防災局に参集)	(注1)	(1)	(1)	(1)	
防災危機管理課、消防保安課		(1)	(1)	(1)	
農業技術課		2			
耕地課		2			
農務事務所農業基盤課		2			
県土整備総務課、建設業対策 室、リニア整備推進室、用地課、 技術管理課	(1)				
都市計画課、景観まちづくり室		2			
道路整備課、高速道路推進課、 道路管理課	(1)	(2)		(2)	
治水課	(1)	(2)			2 【ダム担当】
砂防課					
下水道室	(1)	2			
建築住宅課、住宅対策室					
営繕課					
建設事務所	2	2		2	

中北建設事務所峡北支所	2	2		2	
峡南建設事務所身延支所	2	2		2	
富士・東部建設事務所吉田支所	2	2		2	
新環状道路建設事務所		2		2	
下水道事務所		2			
ダム管理事務所	1 [2]	2 [3]			2 [3]
企業局総務課、電気課、新エネルギーシステム推進課		(2)			
企業局発電総合制御所	2	2			
企業局早川水系発電管理事務所	2	2			
企業局笛吹川水系発電管理事務所	2	2			

※ 表中の数値は必要最小限の配備職員数であり、災害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。※ () は複数所属による配備態勢である。

※ [] は業務委託を含めた配備態勢である。

(注1) 大雨警報、洪水警報から注意報に切り替わった場合は注意報解除まで2名が配備する。

イ 警報等配備態勢及び災害警戒本部配備態勢

事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できるようにするものとする。

配備を要する所属	警報等配備態勢		災害警戒本部配備態勢			
	配 備 基 準		配 備 基 準			
	・大雨警報 ・洪水警報 ・大雪警報 ・暴風(雪)警報のどれか 一以上の発表	南海トラフ地震臨時情報(調査中)の発表	第1次体制(注3)	第2次体制		
			右の下線付きの災害で防災局のみの警戒本部態勢とする場合(各部局はその時点の注意報等又は警報等配備態勢の基準に応じて配備)	・風水害 複数の市町村で、洪水や土砂災害に係る避難指示が発令される等の状況が生じたとき ・雪害 県内の広範囲な地域にわたり、豪雪が見込まれるとき	・震度5弱・5強の地震の観測 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の発表により、2次体制を敷く場合	富士山に噴火警戒レベル3(入山規制)の発表
災害対策本部統括部			防災局員	全員	全員	全員
配備所属を除く庁内各課(防災局に参集)	(2)			—	—	—
政策企画グループ						2
富士山保全・観光エコシステム推進グループ						4
広聴広報グループ	—			(統括部)	(統括部)	(統括部)
リニア・次世代交通推進グループ						2
DX・情報政策推進統括官						2

県民生活総務課						2
私学・科学振興課						2
地域県民センター	2			2	2	2 (富士・東部 は全員)
人事課						2
市町村課						2
防災危機管理課(火 山防災対策室除く) 消防保安課	(2)	(4)	(4)	(統括部)	(統括部)	(統括部)
防災危機管理課、 (火山防災対策室)						全員
富士山科学研究所						全員
福祉保健総務課	2			2	2	2
健康長寿推進課				2	2	2
障害福祉課				2	2	2
医務課				2	2	2
衛生薬務課				2	2	2
健康増進課				2	2	2
保健福祉事務所	2			2	2	2 (富士・東部 のみ)
子育て政策課、子ども福祉課				2	2	2
森林政策課、森林整備課、林業振興課	(2)			(2)	(2)	(2)
県有林課						4
治山林道課	2			2	2	4
林務環境事務所	2			2	2	4 (富士・東部の み)
大気水質保全課						2
自然共生推進課						2
産業政策課						2
観光文化・スポーツ 総務課						2
観光振興課						2
観光資源課						2
農政総務課				2	2	2
畜産課						2
農業技術課	2			2	2	2
耕地課	2			2	2	2
農務事務所地域農政 課	(2) 《1》			(2) 《1》	(2) 《1》	(2) (富士・東部 のみ)
農務事務所農業農村 支援課						
農務事務所農業基盤 課	2			2	2	

県土整備総務課、建設業対策室、用地課、技術管理課、リニア整備推進室	(4)			(4)	(4)	(2)
道路整備課、高速道路推進課	(4)			(4)	(4)	(2)
道路管理課						2
治水課	2			(4)	(4)	2
砂防課	2					4
下水道室	2(注1)			2	2	2
都市計画課、景観まちづくり室	2			2	4	2
建築住宅課、住宅対策室	(2)			(2)	(4)	(4)
営繕課	2			2	2	
建設事務所	4			4	4	2 (富士・東部のみ)
中北建設事務所峡北支所	4			4	4	
峡南建設事務所身延支所	4			4	4	
富士・東部建設事務所吉田支所	4			4	4	2
新環状・西関東道路建設事務所	4			4	4	
下水道事務所	2(注1)			2	2	2
ダム管理事務所	2 [3] (注2)			2 [3]	4 [5]	2 [3] (深城ダムのみ)
教育庁総務課						2
企業局総務課、電気課、新エネルギーシステム推進課	(2)			(2)	(2)	(2)
企業局発電総合制御所	2			2	2	
企業局早川水系発電管理事務所	2			2	2	
企業局笛吹川水系発電管理事務所	2			2	2	

(注1) 大雨警報、洪水警報の発表時における配備とする。

(注2) 大雪警報、暴風(雪)警報の発表時における配備基準は、[1]とする。

(注3) 災害警戒本部配備体制の第1次又は第2次体制の判断は防災局長が行い、各部局企画調整主幹等を通じて周知する。

※ 風水害または地震により災害警戒本部(第2次)が設置された場合、表中の出先機関は、管内の気象警報・震度に関わらず、全てが警戒本部配備体制をとり、被害情報収集等にあたる。ただし、ダム管理事務所においては、地震時は各ダムの対象観測地点で震度5を観測した所属のみとし、風水害(雪害含む)時は気象注警報配備基準にて配備体制をとる。また、下水道事務所においては、流域関連市町村が表中の配備基準に該当した場合に配備体制をとる。

- ※ 表中の数値は必要最小限の配備職員数であり、災害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。
- ※ 《 》は警報解除後に農作物被害を確認するための配備態勢である。警報解除後、状況が確認できる時間（日の出後）に業務につく。
- ※ （ ）は複数所属による配備態勢である。
- ※ []は業務委託を含めた配備態勢である。
- ※（防災局員）、（統括部）、（全員）は、交替制等により人数を調整する場合がある。

ウ 災害対策本部配備態勢

情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行えるものとする。

災害対策本部配備態勢	
統括部及び 防災関係所属態勢	○各災害共通 相当規模の災害が発生し、又は発生している恐れがあり、災害応急対策を必要とするとき ○風水害・雪害等 ・県内に特別警報が発表されたとき ・県内において洪水災害、土砂災害、豪雪災害等の相当規模の災害が発生し、又は発生している恐れがあるとき ○地震 ・県内で発生した震度5弱・5強の地震で、相当規模の災害が発生し、又は発生している恐れがあるとき ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき ○火山噴火 - 富士山に噴火警戒レベル4(高齢者等避難)が発表されたとき ○その他、本部長が必要と認めたとき
全所属・全庁態勢 (勤務時間外においては、 分掌する災害応急対策 に係る所要の人員を確保 する態勢)	○風水害・雪害等 - 全庁的な対応が必要と本部長が認めたとき ○地震 - 震度6弱以上の地震が県内に発生したとき ○火山噴火 - 富士山に噴火警戒レベル5(避難)が発表されたとき ○その他、本部長が必要と認めたとき

- ※「大規模災害」とは、災害救助法による救助を必要とする場合や、災害が広範囲にわたり又は、わたる恐れがあり、災害応急対策を必要とする場合である。
- ※ 全庁態勢時には、全所属でローテーションにより24時間体制で配備を行う。
- ※ 災害の種別や状況に応じて、継続的な体制の見直しを行う。
- ※ 震度6弱以上の地震を観測したとき等は、初動体制職員は、直ちに登庁し、「初動体制職員活動マニュアル」に定める所掌事務を実施する。
- ※ 県外で大地震等が発生した場合は、別途配備を指示することがある。
- ※ その他、大規模事故が発生した場合などには、必要に応じて、災害対策本部を設置する。

統括班

災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画・分析 災害対策本部・災害警戒本部、災害警戒連絡会議の設置 緊急消防援助隊・自衛隊災害派遣 現地災害対策本部の設置 災害対策にかかる指揮 東京地方連絡本部との連絡調整	防災危機管理課、消防保安課、警察本部、秘書課
---	------------------------

総務・調整班

初動体制職員からの引き継ぎ 災害状況の収集・伝達 本部長、本部員等との連絡体制確保、登庁支援・統括部員への伝達、 職員の被災・参集状況の把握、動員可能職員の把握、必要人員の要請 災害対策本部の総務・経理 災害救助法に関する業務 本部要員の生活維持の確保、人員管理 災害状況・応急対策状況の記録、文書の收受 災害対策本部各部・班及び地方連絡本部との連絡調整 統括部内の人員管理 現地連絡員（主に県本部との連絡員として情報収集等に当たる職員）を必要に応じて、災害対策本部が設置された市町村へ派遣	地域ブランド推進グループ、県民生活総務課、 人事課（働きやすい職場づくり支援室）、職員厚生課、財政課、 財源確保・資産活用推進課、市町村課、福祉保健総務課、 子育て政策課、森林政策課、環境・エネルギー政策課、産業政策課、 観光文化・スポーツ総務課、スポーツ振興課（国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室）、農政総務課、県土整備総務課、 リニア整備推進室、出納局会計課、企業局総務課、教育庁総務課 企画調整主幹（部局統括調整員） 各地域県民センター、総合県税事務所
---	--

情報班

初動体制職員からの引き継ぎ 市町村・関係機関等からの被害状況等に関する情報の収集、 整理及び記録 災害対策本部、関係部局への情報提供	富士山保全・観光エコシステム推進グループ、統計調査課、 私学・科学振興課、人事課、財政課、行政経営管理課、市町村課、 国保援護課、自然共生推進課、スポーツ振興課、農村振興課、耕地課、 下水道室、出納局会計課、企業局総務課、人事委員会事務局、 労働委員会事務局、教育庁生涯学習課
---	--

通信班

初期段階での情報通信手段の確保 情報通信手段の確保・運営	DX・情報政策推進統括官、防災危機管理課、県土整備総務課、 技術管理課、企業局電気課、企業局新エネルギーシステム推進課
---------------------------------	--

広報班

・報道機関との連絡調整 ・プレスセンターの設置運営 ・報道機関への発表 ・インターネット等による広報	広聴広報グループ、国際戦略グループ、DX・情報政策推進統括官、 観光資源課、スポーツ振興課、畜産課、食糧花き水産課、用地課、 監査委員事務局、教育庁福利給与課
---	---

県民相談班

災害時県民相談センターの設置 相談・問い合わせ処理	富士山保全・観光エコシステム推進グループ、県民生活安全課、 男女共同参画・外国人活躍推進課、職員厚生課、税務課、 福祉保健総務課、医務課、衛生薬務課、健康増進課、子育て政策課、 観光文化・スポーツ総務課、観光振興課、文化振興・文化財課、 スポーツ振興課、担い手・農地対策課、農業技術課、建築住宅課、 教育庁総務課、教育庁義務教育課、教育庁高校教育課
------------------------------	---

物資班

物資調達協定企業との連絡体制の確保 避難所・避難者の把握と救援物資必要量の推計 市町村等からの要請に基づく物資の調達 緊急物資の引渡 国家機関・他自治体からの救援物資の受入、仕分及び配送 災害対策本部の運営に必要な食料・物品等の調達 防災、避難者支援物資等の調達 交通施設の被災状況の把握 緊急輸送道路の確保 救援物資一次集積場の選定、管理・運営 輸送機関への輸送要請 倉庫協会・トラック協会からの物流専門家の派遣 緊急車両通行標章に係る事務 医療機関の患者又は職員に提供する食材等物資の把握・調達	県民生活安全課、労政人材育成課、健康長寿推進課、障害福祉課、衛生業務課、健康増進課、子ども福祉課、治山林道課、産業政策課、スタートアップ・経営支援課、成長産業推進課、産業振興課、農政総務課、果樹・6次産業振興課、畜産課、食糧花き水産課、用地課、高速道路推進課、出納局管理課
--	---

建築物・廃棄物対策班

県庁舎・合同庁舎の被災状況の確認と応急対策 建築物の被災範囲・損壊状況の把握（被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士との調整） 応急仮設住宅の建設検討 応急仮設住宅の建設予定地の選定 災害廃棄物の把握・避難所におけるごみ・し尿の排出量の推計	財源確保・資産活用推進課、森林整備課、林業振興課、県有林課、大気水質保全課、環境整備課、耕地課、道路整備課、都市計画課、建築住宅課、営繕課、教育庁学校施設課、教育庁保健体育課
--	--

渉外対応班

国への提案・要望に関すること 国の機関、国会議員等の視察等に係る連絡調整 国会議員、県議会議員への情報提供	人口減少危機対策企画グループ、人口減少調査研究グループ、知事政策局（政策主幹）、政策企画グループ、財政課、行政経営管理課
--	---

航空調整班

消防防災航空隊の運用 他の都道府県からの航空応援要請 自衛隊、緊急消防援助隊の航空応援要請	消防保安課
--	--------------

ボランティア調整班

災害ボランティアグループの情報など県災害対策本部に集まった情報の収集・整理、県災害救援ボランティア本部への情報提供 県災害救援ボランティア本部運営支援等 義損金、民間団体・個人からの義損物資に関すること	県民生活総務課、労政人材育成課、税務課、福祉保健総務課、健康長寿推進課、国保援護課、子育て政策課、環境・エネルギー政策課、スポーツ振興課、農政総務課、農村振興課、教育庁特別支援教育・児童生徒支援課、教育庁生涯学習課
--	--

避難対策班

本部を通じた帰宅困難者の状況把握 帰宅困難者の輸送に関すること 避難者等の輸送に関すること 緊急輸送道路の確保 マイカー利用者への情報提供、情報（状況）収集、避難誘導、避難経路の確保	リニア・次世代交通推進グループ、統計調査課、健康増進課、森林政策課、森林整備課、県有林課、治山林道課、環境・エネルギー政策課、観光振興課、文化振興・文化財課、販売・輸出支援課
--	--

受援調整班

応援自治体の受入・調整（応援要請、応援自治体との連絡・調整、庁内（各班）調整） 受援状況の記録・管理 防災活動拠点の総合調整等	財源確保・資産活用推進課、防災危機管理課、消防保安課、消防学校、出納局会計課、企業局総務課、人事委員会事務局、監査委員事務局、教育庁総務課
--	--

医療班

保健医療救護対策本部との調整に関すること	福祉保健部（保健医療救護対策本部）
----------------------	-------------------

土木班

県土整備部災害対策本部連携に関すること	県土整備部（県土整備部災害対策本部）
---------------------	--------------------

緊急消防援助隊班

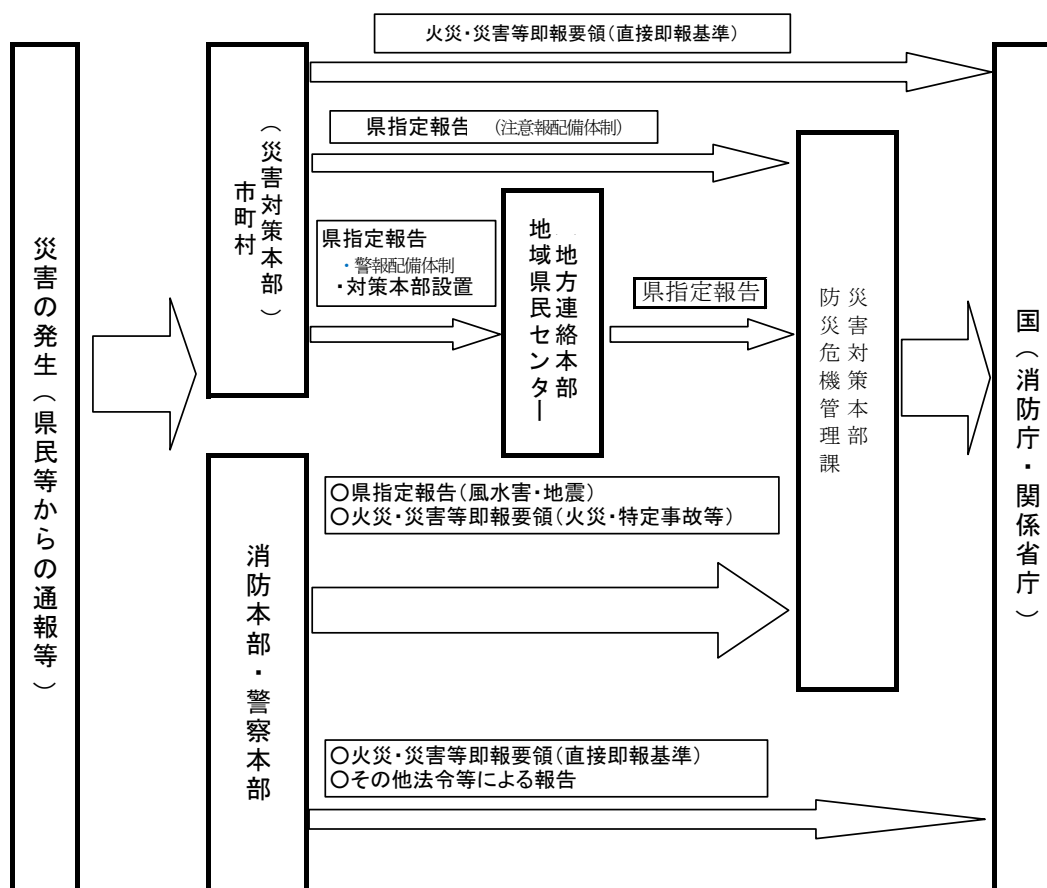
消防応援活動調整本部に関すること	消防保安課（消防応援活動調整本部）
------------------	-------------------

(3) 被害情報収集・伝達マニュアル

1 災害による被害報告

(1) 市町村等における被害報告種別等

- ① 県指定に基づく被害報告
- ② 災害報告取扱要領に基づく被害報告
- ③ 火災・災害等即報要領に基づく被害報告



(2) 県指定に基づく被害報告

① 報告ルート

ア 注意報配備体制

(大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、震度4の地震)

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
総括情報	市町村 消防本部	市町村・消防本部→防災危機管理課→消防庁等 ↑ [直接即報基準]
人、建物	市町村	市町村→防災危機管理課→消防庁等
農水産物	市町村	市町村→農務事務所→農業技術課→防災危機管理課
農業用施設	市町村 農務事務所	市町村→農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課
林業施設	市町村外	市町村外→森林環境総務課→防災危機管理課
道路、橋梁、河川砂防、ダム、都市、建築、崖崩れ、下水道	各管理者	管理者 { → 建設事務所 → 下水道事務所 → ダム事務所 } → 各主管課 → 防災危機管理課
発電施設	各発電施設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各事業者→防災危機管理課

イ 警報配備体制

(大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風(雪)警報)

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
総括情報	市町村 県警察本部 消防本部	市町村・(地域県民センター)→防災危機管理課→消防庁等 ↑ [直接即報基準] 県警察本部・消防本部→防災危機管理課
人、建物	市町村	市町村→保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
病院	各施設管理者	施設管理者→保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者→保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
水道、清掃施設	市町村	市町村 { 治水課(下水道室) → 福祉保健総務課 → 防災危機管理課 保健福祉事務所 → 福祉保健総務課 → 防災危機管理課 林務環境事務所 → 森林環境総務課 → 防災危機管理課
農水産物	市町村	市町村→農務事務所→農業技術課→防災危機管理課
農業用施設	市町村 農務事務所	市町村→農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課
林業施設	市町村 林務環境事務所	市町村→林務環境事務所→各主管課→森林環境総務課→防災危機管理課
道路、橋梁、河川砂防、ダム、都市建築、崖崩れ、下水道	各管理者	管理者 { 建設事務所 下水道事務所 ダム事務所 } → 各主管課 → 治水課 → 防災危機管理課
発電施設	各発電施設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各事業者→防災危機管理課

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

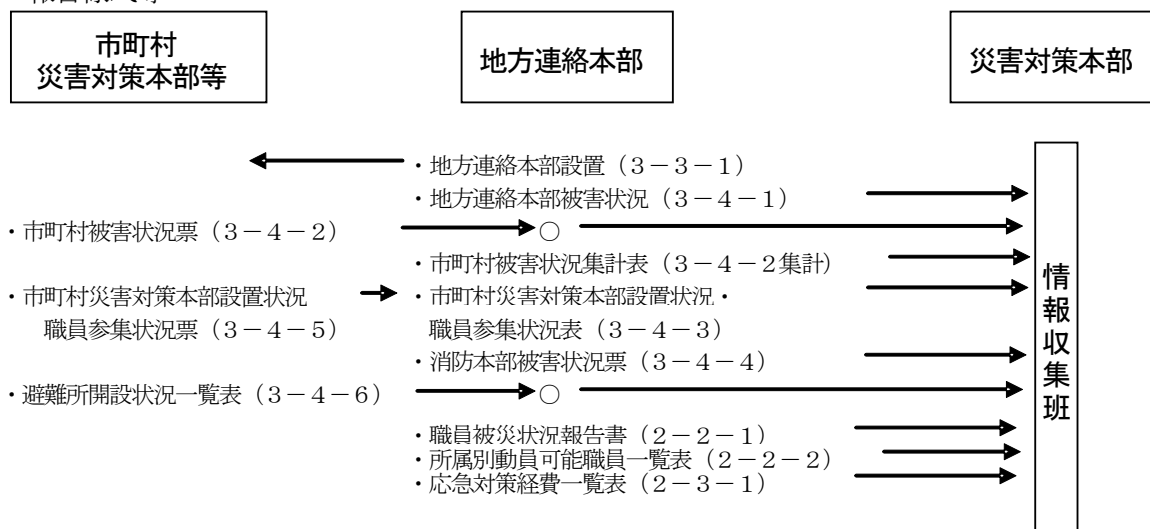
ウ 災害警戒本部、災害対策本部体制

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
被害状況	県民・自主防災組織 事業者・管理者 市町村	県民等→市町村→(地方連絡本部)→県災害対策本部→国(消防庁、関係省庁等)

エ その他の被害状況の報告ルート

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
商工関係	商工会等	商工会→商工会連合会、商工会議所→産業政策課→防災危機管理課
文教施設	各管理者	市町村→教育事務所→教・総務課→防災危機管理課 私学管理者→私学・科学振興課→防災危機管理課 県立学校管理者→教・総務課→防災危機管理課
県有施設	各管理者	教育委員会関係各管理者→教・総務課→防災危機管理課 企業局関係各管理者→企・総務課→防災危機管理課 上記以外各管理者→各主管課→防災危機管理課

② 報告様式等



(様式3-3-1)

平成 年 月 日

各防災関係機関の長 殿

地域県民センター）
本部長

山梨県では、次のとおりの災害が発生したため、本庁に山梨県災害対策本部を設置し、合同庁舎内に地方連絡本部を設置しました。

現在、地方連絡本部において、管内の被害状況の収集及び応急対策を行っておりますので、御協力をお願いします。

なお、今後の県への被害状況の報告や要請等は、地方連絡本部までお願いします。

地方連絡本部設置	平成	年	月	日	時	分
設置場所						
連絡手段	電話 FAX					

発生場所		発生日時		月	日	時	分
災害の概況							
死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	模
	負傷者	人	合計	人		半壊	模
被害の状況							

地方連絡本部被害状況

地方連絡本部名				地方連絡本部			
発信番号		発信日時	月 日 時 分				
発信者名	() 担当 (部)	電話	(氏名 : FAX)				
集計時点	月 日 時 分	現在					
1 本部員参集状況		職・氏名	出動状況	備 考			
本 部 長			在				
地域県民センター所長			在				
保健福祉事務所長			在				
林務環境事務所長			在				
農務事務所長			在				
建設事務所長			在				
2 職員参集状況 施設設備の状況		職員参集状況 (概ね・人)	庁舎の被災状況	電話 (可否)	電気 (可否)		
地域県民センター			被害なし 使用可能	使用不可			
保健福祉事務所			被害なし 使用可能	使用不可			
林務環境事務所			被害なし 使用可能	使用不可			
農務事務所			被害なし 使用可能	使用不可			
建設事務所			被害なし 使用可能	使用不可			
他 部 局			その他施設の状況				
3 本部設置見込み ①設置済み ②設置見込み ③設置不可 (理由 :)							
日時	月 日 時 分	電話番号					
設置場所		FAX番号					
4 周辺被害状況 庁舎周辺の被害概況 (確認できる範囲で)							
人的被害	死 傷 者	①不明 ②なし ③死傷者発生					
建物被害	建物倒壊	①不明 ②なし ③倒壊少数 ④倒壊多数					
火 災	火災発生	①不明 ②なし ③火災発生 ④延焼火災発生 概ね 箇所					
そ の 他							
送付先	①総合調整班 ②総務班 ③情報収集班 ④通信班 ⑤報道班 ⑥県民相談班 ⑦物資調達班 ⑧避難・輸送対策班 ⑨建築物・廃棄物対策班 ⑩その他 (部 課)	受 信 者 日 時					

※ 地方連絡本部 → 災害対策本部情報収集班

市町村被害状況票

集 計 日 時		月 日 時 分	現在	市町村名	
受信番号 (地域県民センター)				市町村担当者名	
受信日時		月 日 時 分		受信者(地域県民センター)	
1 人的被害		死者	重傷	軽傷	
2 物的被害		全壊	半壊	一部破壊	
3 火災(棟)		全焼	半焼	非住家床上 非住家床下	
4 被害概況		火災発生件数			
5 道路					
6 橋梁					
7 河川					
8 崖崩れ					
9 電話					
10 電気					
11 ガス					
12 水道					
13 鉄道					
14 バス					
15 避難所					
16 ヘリ関係					
17 教育					
18 農業					
19 応急対策					
20 その他					
21 応援要請		①消防(県内・緊消隊) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他			
○要請内容(いつ、どこへ、何を、どの位、手段)					
連絡先(住所等)		電話	担当者		
22 避難状況		①避難準備情報 ②避難勧告 ③避難指示		④自主	
月 日 時 分		避難地域 避難先		世帯 人	
月 日 時 分		避難地域 避難先		世帯 人	
送付先	①総合調整班 ②総務班 ③情報収集班 ④通信班 ⑤報道班 ⑥県民相談班 ⑦物資調達班 ⑧避難・輸送対策班 ⑨建築物・廃棄物対策班 ⑩その他 (部 課)		受 信 者 日 時	氏 名 平成 年 月 日 分	

※ 市町村 → 地方連絡本部(地域県民センター) → 災害対策本部情報収集班

市町村災害対策本部設置状況			職員参集状況表		地方連絡本部名	
集計時	月	日	現在	分	担当者名	
発信日	月	日	時	分	発信方法	電話 FAX その他

地方連絡本部職員参集状況

[illegible]

※地方連絡本部 → 災害対策本部情報収集班

【様式 3-4-2 集計】

記入者 (地方連絡本部)

[illegible]

– 40 –

市町村災害対策本部等設置状況
職員参集状況票

市町村災害対策本部等設置状況 職員参集状況票		市町村名	
集 計 時 点	月 日 時 分 現在	市町村担当者名	
受信番号 (地域県民セン ター)		受信者 (地域県民センター)	
受 信 日 時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他
災害対策本部設置	設 置		
	平成 年 月 日 時 分		
	解 散		
	平成 年 月 日 時 分		
職員参集状況	設置場所		
	電話 FAX		
	人		

避難所開設状況一覧表

平成 年 月 日 : 現在
記入者

市町村名

[illegible]

(様式3-7-1)

振興

[illegible]

※事務局各班 ↑ 総務班 ↑ 財政班

災害報告取扱要領

昭和 45 年 4 月 10 日
消防防第 246 号消防庁長官

改正 昭和 58 年 12 月消防総第 833 号・消防災第 279 号・消防救第 58 号、
昭和 59 年 10 月消防災第 267 号、平成 6 年 12 月消防災第 278 号、平
成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 13 年 6 月消防災第 101 号・消防情
第 91 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修

しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。

- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものであるとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものであるとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものであるとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものであるとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものであるとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものであるとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものであるとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用され

る河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第1号様式

災 害 報 告

都道府県				山梨県				区分				番号	被害																										
災害発生 年月日				平成 年 月 日 第 報 確 定				その他				田	流出・埋没	ha	22																								
報告者名				区分								番号				被害					冠水	ha	23																
																				畑				流出・埋没				ha				24							
																				人的被害				死 者				人				1							
行方不明				人								2																											
負傷者				重傷								人				3																							
軽傷				人				4																															
住家被害				全 壊				棟				5																											
				世帯				6																															
				人				7																															
				半 壊				棟				8																											
				世帯				9																															
				人				10																															
一部破損				棟				11																															
世帯				12																																			
人				13																																			
床上浸水				棟				14																															
世帯				15																																			
人				16																																			
床下浸水				棟				17				—																											
世帯				18				—																															
人				19																																			
非住家				公共建物				棟				20																											
その他				棟				21																															

区分				番号	被害	都道府県災害 対策本部	名称			
公立文教施設				千円	49			設置	年 月 日 時	
農林水産業施設				千円	50			解散	年 月 日 時	
公共土木施設				千円	51					
その他の公共施設				千円	52					
小計				千円	53					
公共施設被害市町村数				団体	54					
その他	農産被害				千円	55		災害対策本部 設置市町村名	計 団体	
	林産被害				千円	56				
	畜産被害				千円	57				
	水産被害				千円	58				
	商工被害				千円	59		災害救助法 適用市町村名	計 団体	
	その他				千円	60			消防職員出動延人数	人
被害総額				千円	61			消防団員出動延人数	人	
災害発生場所										
災害発生年月日										
災害の概況										
消防機関の活動状況										
その他（避難の勧告・指示の状況）										

災 害 中 間 年 報

都道府県名

区 分			災 害 名						計
発生年月日									
人的被害	死者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一 部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟						
			世帯						
			人						
	非住家	公共建物	棟						
その他		棟							
り災世帯数			世帯						
り災者数			人						
被害総額			団体						
公立文教施設			千円						
農林水産業施設			千円						
公共土木施設			千円						
その他の公共施設			千円						
その他被害			千円						
消防職員出動延人数			人						
消防団員出動延人数			人						
都道府県 災害対策本部			設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
			解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村				団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村				団体	団体	団体	団体	団体	団体

第3号様式

災 害 年 報

災 害 名 発生年月日								計
区 分								
人的被害	死者		人					
	行方不明者		人					
	負傷者	重	傷	人				
軽		傷	人					
住家被害	全	壊	棟					
			世帯					
			人					
	半	壊	棟					
			世帯					
			人					
	一 部 破 損		棟					
			世帯					
			人					
	床 上 浸 水		棟					
			世帯					
			人					
	床 下 浸 水		棟					
			世帯					
人								
非住家		公 共 建 物	棟					
		そ の 他	棟					
その他	田	流失・埋没	ha					
		冠 水	ha					
	畑	流失・埋没	ha					
		冠 水	ha					
	学	校	箇所					
	病	院	箇所					
	道	路	箇所					
	橋	り よ う	箇所					
	河	川	箇所					
	港	湾	箇所					
	砂	防	箇所					
	清 掃 施 設		箇所					
	崖 く ず れ		箇所					
	鉄 道 不 通		箇所					
	被 害 船 舶 隻							
	水 道 戸							

都道府県名

災害名 発生年月日									計
区 分									
電 話		回線							
電 気		戸							
ガ ス		戸							
その他	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所						
火災発生	建 物		件						
	危 険		件						
	そ の 他		件						
り 災 世 帯 数			世帯						
り 災 者 数			人						
公 立 文 教 施 設			千円						
農 林 水 産 業 施 設			千円						
公 共 土 木 施 設			千円						
そ の 他 の 公 共 施 設			千円						
小 計			千円						
その他	公共施設被害市町村数		団体						
	農 産 被 害		千円						
	林 産 被 害		千円						
	畜 産 被 害		千円						
	水 産 被 害		千円						
	商 工 被 害		千円						
そ の 他			千円						
被 害 総 数			千円						
都 道 府 県 災 害 設 置			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災 害 対 策 本 部 解 散			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災 害 救 助 法 適 用 市 町 村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消 防 職 員 出 動 延 人 数									
消 防 団 員 出 動 延 人 数									

3 火災・災害等即報要領

火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官

改正

平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、
平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、
平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年
3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防災第 66
号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166
号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11
号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告

を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが大きく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故について

は第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、

調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反對象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

b 空中消火を要請又は実施したもの

- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったものの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

(1) 死者 5 人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故

(3) 要救助者が 5 人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第17条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者３人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) リ災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他															
出 火 場 所																
出 火 日 時 (覚知日時)	<table border="0"> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td>(鎮 庄 日 時)</td> <td>(月 日 時 分)</td> </tr> <tr> <td>(月 日 時 分)</td> <td>鎮 火 日 時</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> </table>	月 日 時 分	(鎮 庄 日 時)	(月 日 時 分)	(月 日 時 分)	鎮 火 日 時	月 日 時 分									
月 日 時 分	(鎮 庄 日 時)	(月 日 時 分)														
(月 日 時 分)	鎮 火 日 時	月 日 時 分														
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)															
出 火 箇 所	出 火 原 因															
死 傷 者	<table border="0"> <tr> <td>死者 (性別・年齢)</td> <td>人</td> <td rowspan="4">死者の生じた理由</td> </tr> <tr> <td>負傷者 重症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>軽症</td> <td>人</td> </tr> </table>	死者 (性別・年齢)	人	死者の生じた理由	負傷者 重症	人	中等症	人	軽症	人						
死者 (性別・年齢)	人	死者の生じた理由														
負傷者 重症	人															
中等症	人															
軽症	人															
建 物 の 概 要	<table border="0"> <tr> <td>構造</td> <td>建築面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>階層</td> <td>延べ面積</td> <td>m²</td> </tr> </table>	構造	建築面積	m ²	階層	延べ面積	m ²									
構造	建築面積	m ²														
階層	延べ面積	m ²														
焼 損 程 度	<table border="0"> <tr> <td>焼損棟数</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>全 焼 棟</td> <td rowspan="4">計 棟</td> </tr> <tr> <td>半 焼 棟</td> </tr> <tr> <td>部分焼 棟</td> </tr> <tr> <td>ぼ や 棟</td> </tr> </table> </td> <td>焼 損 面 積</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>建物焼損床面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>建物焼損表面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>林野焼損面積</td> <td>ha</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	焼損棟数	<table border="0"> <tr> <td>全 焼 棟</td> <td rowspan="4">計 棟</td> </tr> <tr> <td>半 焼 棟</td> </tr> <tr> <td>部分焼 棟</td> </tr> <tr> <td>ぼ や 棟</td> </tr> </table>	全 焼 棟	計 棟	半 焼 棟	部分焼 棟	ぼ や 棟	焼 損 面 積	<table border="0"> <tr> <td>建物焼損床面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>建物焼損表面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>林野焼損面積</td> <td>ha</td> </tr> </table>	建物焼損床面積	m ²	建物焼損表面積	m ²	林野焼損面積	ha
焼損棟数	<table border="0"> <tr> <td>全 焼 棟</td> <td rowspan="4">計 棟</td> </tr> <tr> <td>半 焼 棟</td> </tr> <tr> <td>部分焼 棟</td> </tr> <tr> <td>ぼ や 棟</td> </tr> </table>	全 焼 棟	計 棟	半 焼 棟		部分焼 棟	ぼ や 棟	焼 損 面 積	<table border="0"> <tr> <td>建物焼損床面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>建物焼損表面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>林野焼損面積</td> <td>ha</td> </tr> </table>	建物焼損床面積	m ²	建物焼損表面積	m ²	林野焼損面積	ha	
全 焼 棟	計 棟															
半 焼 棟																
部分焼 棟																
ぼ や 棟																
建物焼損床面積	m ²															
建物焼損表面積	m ²															
林野焼損面積	ha															
り 災 世 帯 数	世帯 気 象 状 況															
消 防 活 動 状 況	<table border="0"> <tr> <td>消防本部 (署)</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>消 防 団</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>その他 (消防防災ヘリコプター等)</td> <td>台・機</td> <td>人</td> </tr> </table>	消防本部 (署)	台	人	消 防 団	台	人	その他 (消防防災ヘリコプター等)	台・機	人						
消防本部 (署)	台	人														
消 防 団	台	人														
その他 (消防防災ヘリコプター等)	台・機	人														
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況																
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況																
その他参考事項																

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名		特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	
消防覚知方法		気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()			
施設の概要		危険物施設の 区 分		
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人) 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況		出 場 機 関	出場人員	出場資機材
		事業所 自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
		消防本部(署)	古 人	
		消 防 団	古 人	
		消防防災ヘリコプター	機 人	
		海上保安庁	人	
		自 衛 隊	人	
		そ の 他	人	
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時		年 月 日 時 分	
都道府県			
市町村 (消防本部名)			
報告者名			

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 (人)	
	計 人	{ 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救 助 人 員	
消防・救急・救助 活 動 状 況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜災害即報＞

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活

動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所											発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟		
		うち 災害関連死者		人		半壊			棟	床下浸水		棟				
		不明		人		軽傷			人	一部破損		棟	未分類		棟	
		119番通報の件数														
	災害対策本部等の 設置状況		(都道府県)				(市町村)									
応急対策の状況	消防機関等の 活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)													
	自衛隊派遣 要請の状況															
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策															

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

都道府県名 ()

© 2004 Blackwell Publishing Ltd *Journal of Internal Medicine* 255: 105–112

[illegible][illegible]

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

（ア）災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

（イ）災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

（ウ）災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

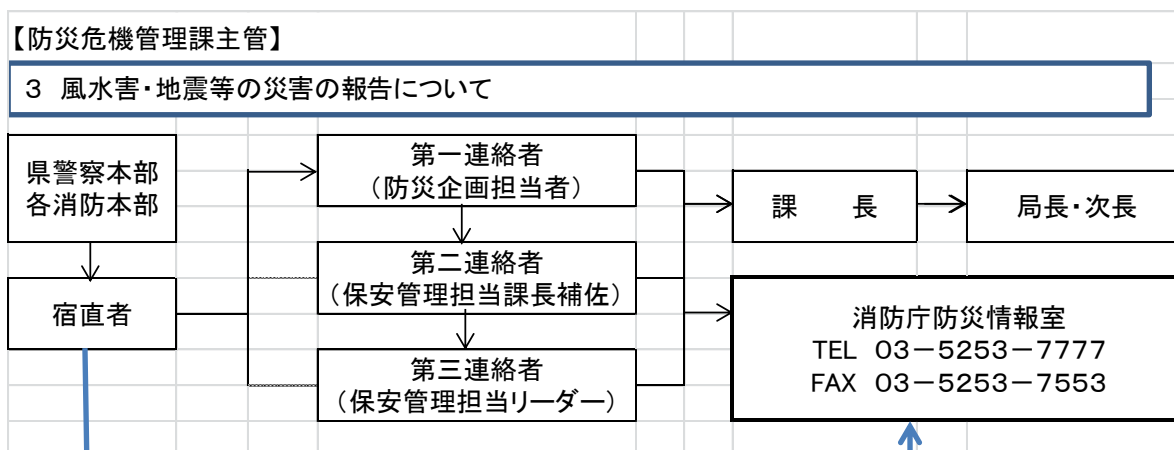
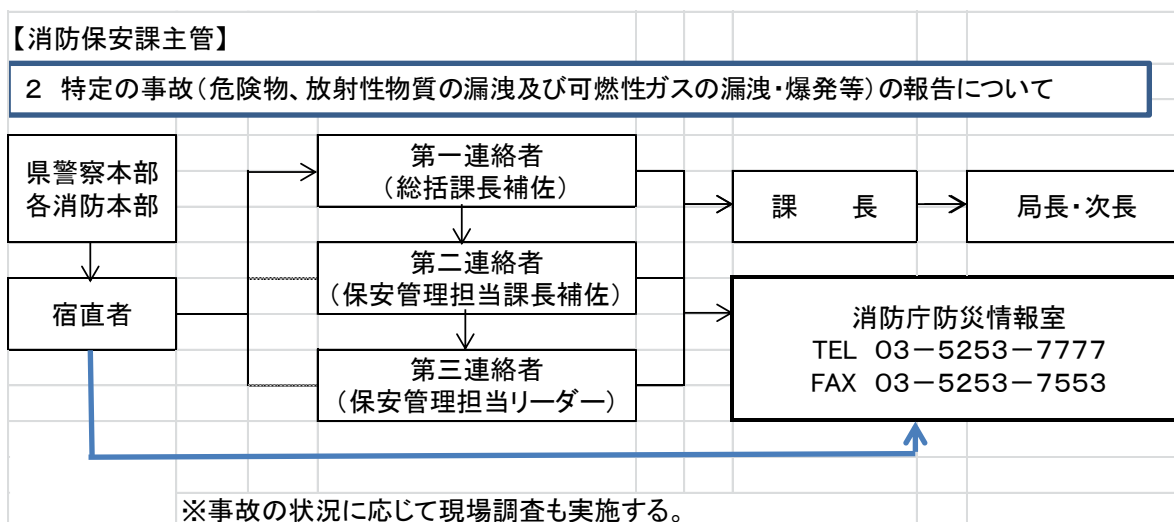
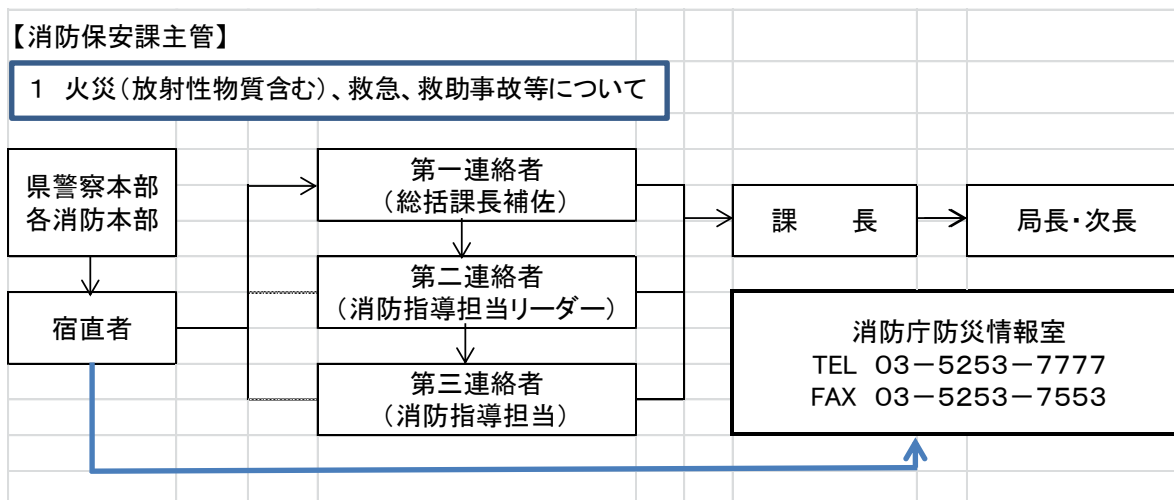
消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

※1 被害額は省略することができるとする。
 ※2 113番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

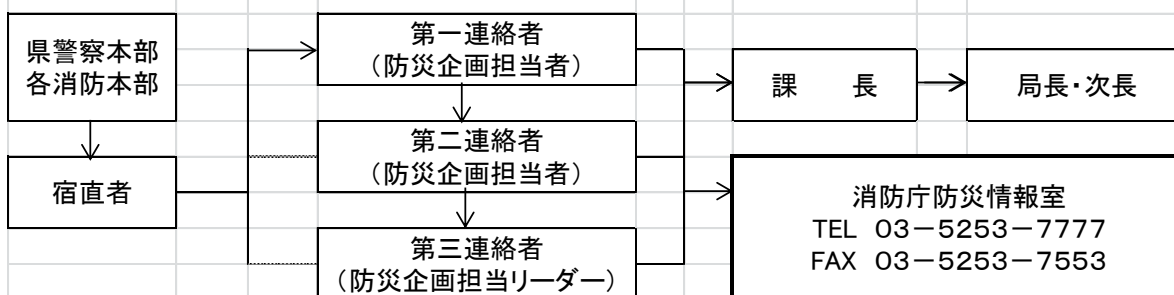
○勤務時間外の消防庁への即報の取扱いについて

消防庁に即報する基準に基づく、連絡体制は次のとおりとする。



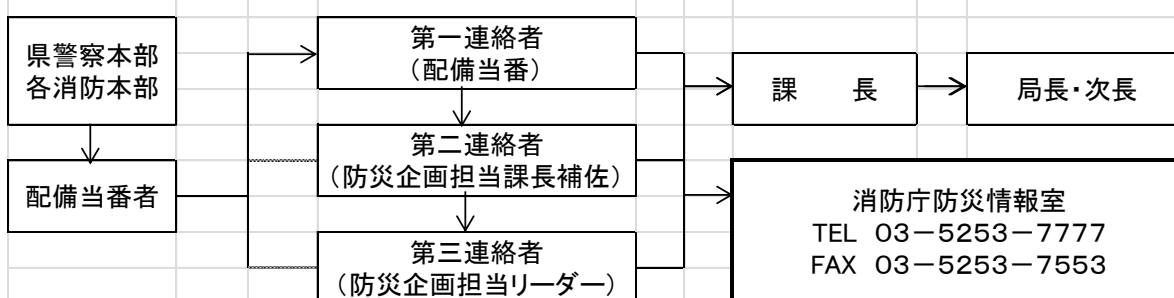
【防災危機管理課主管】

4 武力攻撃災害の報告について



【防災危機管理課主管】

5 風水害・地震等の災害の報告について



即報区分	該 当 事 項	
火災等即報	一般基準	(1) 死者 3 人以上 (2) 死者・負傷者の合計 10 人以上
	個別基準	火災 (1) 建物火災 ア 特定防火対象物で死者が発生 イ 11 階以上の階、地下街、準地下街で発生し、利用者等が避難 ウ 国指定重要文化財又は特定違反対象物 エ 建物焼損延べ面積 3,000 m ² 以上と推定 オ 損害額 1 億円以上と推定 (2) 林野火災 ア 焼失面積 10ha 以上と推定 イ 空中消火を要請 ウ 社会的に影響度が高い（住家へ延焼の恐れ等） (3) 交通機関の火災 船舶、航空機、列車、トンネル内車両等の火災 (4) その他 特殊な原因による火災、特殊な態様の火災 石油コンビナート等特別防火区域内の事故 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵・取り扱う施設、運搬に係る事故 (1) 死者、行方不明者が発生 (2) 負傷者 5 人以上 (3) 周辺地域住民が避難又は爆発により建物に被害 (4) 500kL 以上のタンクの火災、爆発、漏洩 (5) 海上、河川への流出 (6) 高速道路上等でのタンクローリーの事故による火災、危険物等の漏洩 原子力災害等その他特定の事故 (1) 可燃性ガスの爆発、漏洩等の事故であって、社会的に影響度が高い
救急・救助事故即報		(1) 死者 5 人以上の救急事故 (2) 死者、負傷者の合計が 15 人以上の救急事故 (3) 要救助者 5 人以上の救助事故 (4) 覚知から救助完了まで 5 時間以上要した救急・救助事故 (5) 会的に影響度が高い
武力攻撃災害即報		(1) 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的・物的災害 (2) 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
災害即報	一般基準	(1) 災害救助法の適用基準に合致するもの (2) 都道府県、市町村が災害対策本部を設置したもの (3) 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので、1 都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
	個別基準	(1) 地震が発生し震度 4 以上を記録 (2) 風水害により人的、住家被害が発生 (3) 雪害 ア 人的、住家被害が発生 イ 孤立集落が発生 (4) 火山災害 ア 臨時火山情報の発表により登山、通行規制を実施 イ 人的、住家被害が発生 (5) 社会的影響度が高い

4 地震災害情報の収集・伝達

○地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）や被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、このとき、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

1 地震に関する情報等の伝達

(1) 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に係る地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

ア 地震情報について

① 震度速報

発表基準：震度3以上

内 容：地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。

② 震源に関する情報

発表基準：震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）

内 容：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。

③ 震源・震度に関する情報

発表基準：以下のいずれかを満たした場合

- ・震度3以上
- ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時
- ・若干の海面変動が予想される場合
- ・緊急地震速報（警報）を発表した場合

内 容：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

④ 各地の震度に関する情報

発表基準：震度1以上

内 容：震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

⑤ 推計震度分布図

発表基準：震度5弱以上

内 容：観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

⑥ 長周期地震動に関する観測情報

発表基準：震度3以上

内 容：高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表。

⑦ 遠地地震に関する情報

発表基準：国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等

- ・マグニチュード7.0以上
- ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測したとき

内 容：地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波に関しても記述して発表。

⑧ その他の情報

発表基準：顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など

内 容：顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

イ 伝達先

甲府地方気象台

山梨県（防災危機管理課）、NHK（甲府放送局）、山梨放送、テレビ山梨、エフエム甲府、甲府CATV局、国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）、山梨県警察本部、東京電力パワーグリッド（山梨総支社）、NTT東日本（山梨支店）、東京ガス山梨、陸上自衛隊北富士駐屯地

（注）甲府地方気象台及び県（防災危機管理課）から関係機関への伝達手段は、一般災害編「第3章、第2節、1 予報及び特別警報・警報・注意報等の受理、伝達、(1)甲府地方気象台が発表する予報・警報 カ、ク」と同様とする。

(2) 放送機関による放送

ア 放送機関は取材した事項及び防災関係機関から依頼のあった事項を放送する。

イ 放送する事項は次のとおり。

- ・災害発生状況 ・道路通行状況 ・公共交通機関運行状況 ・ライフライン状況
- ・生活必需品、医療品等供給状況 ・公共施設運営状況 ・社会秩序保持のための必要事項

(3) 県として直ちに実施する伝達事項

県は、防災行政無線により次の事項を伝達する。

ア 地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）

イ 地震防災応急対策の指示

（例）「市町村、防災関係機関は、同報無線、有線放送、広報車等で次の事項を徹底してください。

- ①自主防災組織を直ちに稼働させること
- ②火災の発生、ガス爆発等に注意すること
- ③電話の使用を制限すること
- ④テレビ、ラジオ等を通じて報道される地震情報に注意すること
- ⑤被害の発生は、区長等を通じて市町村に報告すること 等」

(4) 県警察による広報

概ね次の事項に重点をおいて広報を行う。

- ①災害警備活動状況
- ②県警本部で収集した災害情報及び被害状況
- ③交通の状況と交通規制実施状況
- ④車両運転の自粛と運転者の執るべき措置
- ⑤犯罪予防等のため住民の執るべき措置
- ⑥その他混乱防止のための必要かつ正確な情報

(5) 市町村による広報

市町村地域防災計画の定めるところにより、概ね次の事項に重点を置いて広報を行う。

- ①災害時における住民の心構え
- ②避難の勧告、指示事項
- ③災害情報及び市町村の防災体制
- ④被害状況及び応急対策実施状況
- ⑤被災者に必要な生活情報
- ⑥一般住民に対する注意事項

(6) 防災関係機関による広報

防災機関は、防災業務計画の定めるところにより、所管業務、施設等の災害に関する広報を行う。

報道機関	臨時の措置を講じて災害に関する取材事項、関係機関からの通報事項等を報道し、住民への周知に努める。
------	--

	なお、広報内容については、広報と同時に県災害対策本部に通知する。
電力供給機関	被害箇所、復旧見通し、感電傷害防止等について、報道機関及び広報車等を通じて広報する。
ガス供給機関	被害箇所、復旧見通し、ガス漏れ事故防止等について、報道機関及び広報車等を通じて広報する。
通信事業機関	被害箇所、復旧見通し、応急措置等について、報道機関及び広報車等を通じて広報する。
J R・私鉄・バス	被害箇所、復旧見通し、運行状況等について、報道機関及び駅構内の掲示板、案内所等を通じて広報する。
道路管理者	被害箇所、復旧見通し、迂回路等について、報道機関及び標識等を通じて広報する。
その他	他の防災関係機関は、災害の状況に応じた適切な広報活動を行う。

2 被害情報の収集方法

(1) N T T 電話回線途絶時の措置

- ・山梨県防災行政無線により被害情報を収集する。
- ・被害情報の収集は、状況に応じて電話、F A X、パソコン通信等の通信手段を活用する。
- ・各通信手段の利用方法については、平常時より使用方法について習得しておくこと。

(2) 非常無線等の活用

- ・N T T の孤立防止用無線電話、非常無線等の活用は、本計画一般災害編による。

(3) N T T 復旧後の収集

- ・本計画一般災害編の被害情報収集ルートによる。

(4) 被害規模の早期把握のための活動

ア 県が行う情報収集

- ・県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

イ 防災ヘリコプターによる情報収集

- ・震度5弱以上の地震が発生した場合、県は、直ちに防災ヘリコプターを出動させ、上空からの被害情報の収集を行い、防災危機管理課に随時連絡する。また、必要に応じ、映像情報の利用による被害の把握を行う。

(5) 地震発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

- ・市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告するものとする。

- ・県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

また、県警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

(6) 一般被害情報等の収集・連絡

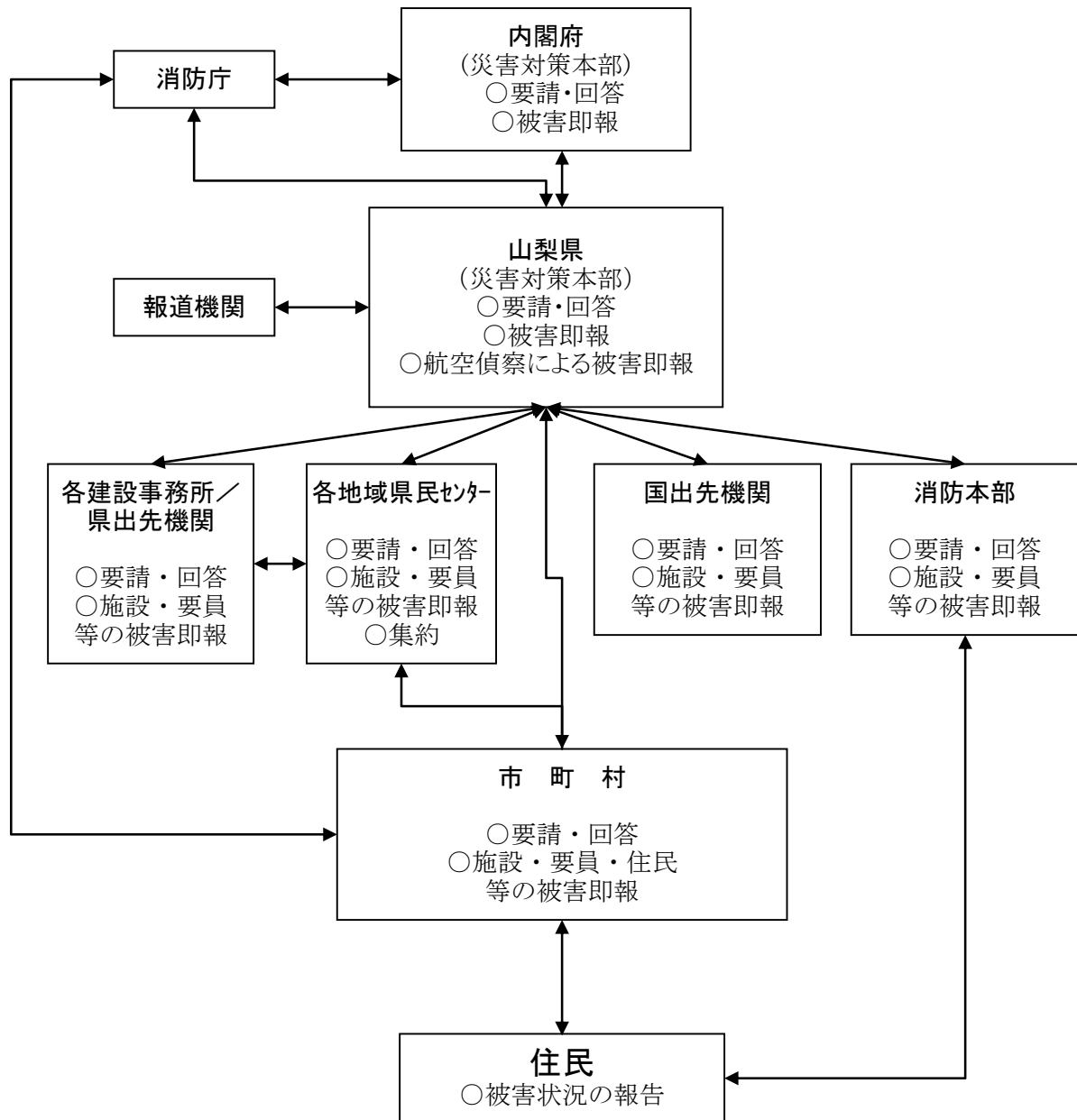
- ・県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係者に連絡する。

(7) 応急対策活動情報の連絡

- ・市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

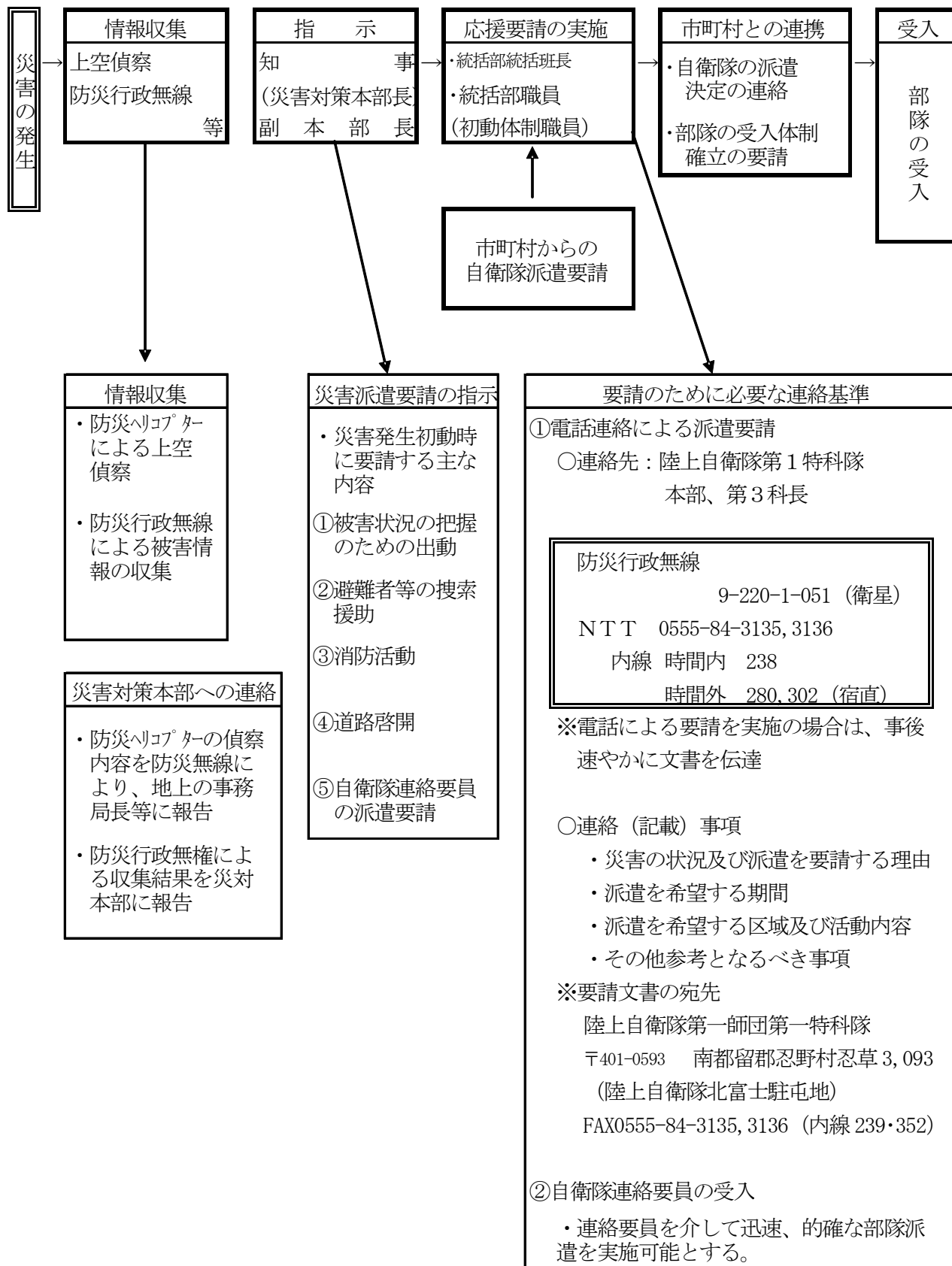
- ・県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、国の非常本部等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関にあっても、自ら実施する応急対策の活動状況を国の非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ県、公共機関等に連絡する。

発災直後の情報伝達フロー

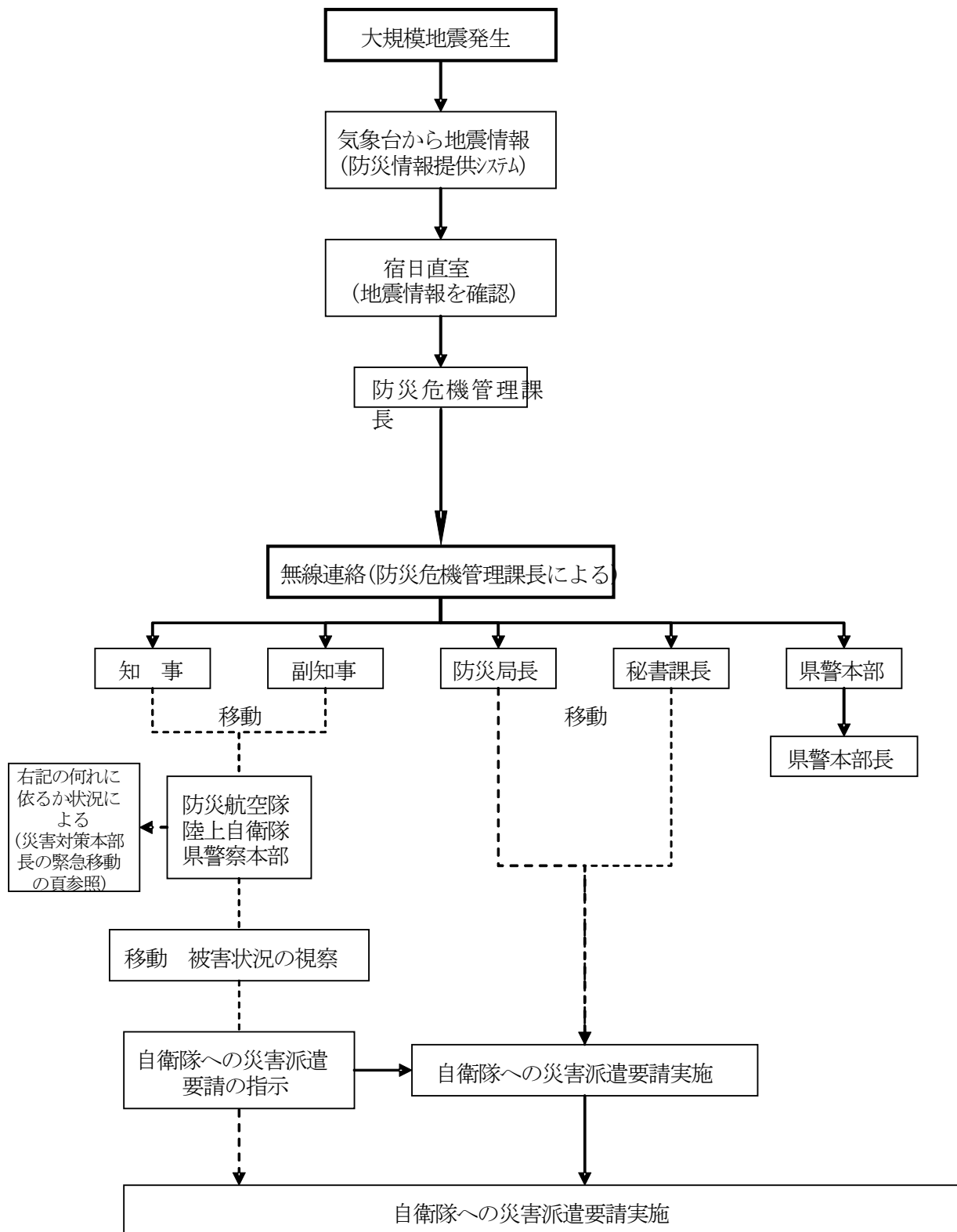


(4) 自衛隊災害派遣要請マニュアル

1 陸上自衛隊出動要請マニュアル



2 自衛隊災害派遣要請フローチャート（突発的な大規模地震発生時）



年 月 日

陸上自衛隊第 1 師団
第 1 特科隊長 殿

発 信 者 名
(山梨県災害対策本部長)

自衛隊の災害派遣要請について (依頼)

このことについて、次のとおり、自衛隊の災害派遣を要請します。

1 災害の状況及び派遣要請をする事由

- (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
- (2) 派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

自 年 月 日
至 年 月 日

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣を希望する区域
- (2) 活動内容

4 要請日時

年 月 日

5 その他参考となるべき事項

- (1) 連絡場所及び連絡責任者
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・

3 林野火災空中消火業務実施要綱

林野火災に対する自衛隊等への災害派遣については、山梨県地域防災計画の定めるところによるもののほか、空中消火の実施に関しては次のとおりとする。

第1 空中消火実施の要請

- 1 市町村は、林野火災が拡大し、鎮圧が困難の場合で、次の各号の一に該当すると判断したときは、空中消火について知事に要請することができる。
 - (1) 気象条件等からみて延焼拡大が急速であり、かつ人命又は財産に多大の損害を生ずるおそれのある場合
 - (2) 出荷後相当時間経過してなお消火する見込みがなく、かつ、地上における消火活動のみでは鎮圧が困難で多大の損害が生ずるおそれのある場合
 - (3) 地理的条件により、空中消火以外に有効な消火の手段がない場合
- 2 要請にあたっては、出火日時、出火場所、火勢の状況、延焼拡大状況、消火活動の状況、今後の見通し及び使用ヘリポート等を示して文書をもって行う。
ただし、緊急を要する場合にあつては、電話等適宜の方法で行い、事後速やかに文書をもって行うものとする。
- 3 知事は、市町村長からの要請に基づき、空中消火が必要であると判断したときは、自衛隊第一特科隊と協議のうえ、消火技術及び航空技術上実施可能な場合に限り、自衛隊に対し空中消火実施のための災害派遣要請を行うものとする。

第2 空中消火業務の実施主体

空中消火業務の実施は、すべて当該市町村長の責任において行うものとする。

第3 空中消火業務の終了

空中消火業務の終了は、知事が当該市町村長及び派遣部隊の長と協議して決定する。

第4 空中消火業務の分担

- 1 災害派遣を受けた市町村長は、消火薬剤の混合及び災害現地とヘリポート基地間との通信連絡等、空中消火に必要な一切の地上業務を行う。
ただし、消火薬剤のヘリコプターへの懸垂及び地上とヘリコプターとの連絡業務は自衛隊が行うものとする。
- 2 災害派遣を受けた市町村長は、知事の指示により空中消火用機材及び消火薬剤を指定された場所に搬送しなければならない。
- 3 災害派遣を受けた市町村長は、空中消火業務終了後、知事の指示により直ちに使用した空中消火用機材及び使用残の消火薬剤を備蓄場所に返納しなければならない。
- 4 前二項の指示は、電話等適宜の方法により行う。

第5 報告

- 1 空中消火を実施した市町村長は、実施状況及び消火薬剤の使用量について、速やかに別紙(1)による「空中消火実施報告書」を知事に提出しなければならない。
- 2 空中消火により、空中消火用機材及び消火薬剤を紛失又は損傷したときは、空中消火を実施した市町村長は直ちに電話等によりその概要を知事に報告するとともに、速やかに別紙(2)による「空中消火用資機材損傷等報告書」を知事に提出しなければならない。

第6 損傷等による費用弁償

- 1 知事は、市町村長の責に帰すべき原因による空中消火用機材及び消火薬剤の損傷等について実費の弁償を求めることができる。

第7 その他器材等の準備

1 災害派遣を受けた市町村長は、次の機材及び人員を準備するものとする。

- | | |
|----------------|------|
| (1) 可搬式動力ポンプ | 2 台 |
| (2) 同ホース | 必要数量 |
| (3) 消火薬剤の調合作業員 | 10 人 |
| (4) ヘリポート整理要員 | 5 人 |
| (5) 資機材運搬車両 | 必要台数 |

第8 消火薬剤の配合基準等

1 消火薬剤は、概ね次の基準により配合するものとする。

消火薬剤	15%
増粘剤	1～2%
染料若干	
水	83～84%

2 消火薬剤の1回散布量は、概ね700Lとする。

第9 その他

この要領に定めのない事項については、その都度知事が定める。

附則

この要領は、昭和48年12月20日より施行する。

空中消火用資機材備蓄状況

平成 18 年 4 月 1 日現在

資機材名	規 格	数 量	備蓄場所
消火剤	スーパーマッフル 1 袋 25kg 入	200	山梨県防災安全センター
増粘剤	サンローズ EX-1 1 袋 20kg 入	20	山梨県防災安全センター
染料	アゼンチロンブルーアンレート 25kg 入	1	山梨県防災安全センター
水のう	7001 用自立式 2m×1.1m 130kg	8	山梨県防災安全センター
混合機	68cm×60cm 45kg	1	山梨県防災安全センター
水槽	2,400l 組立式	1	山梨県防災安全センター

空中消火実施報告書

別紙(2)

空中消火用資機材損傷等報告書

1	市町村名		1	市町村名
2	出火日時	年 月 日 時 分	2	損傷等日時
3	出火場所		3	資機材名
4	出火原因		4	数量
5	要請日時	年 月 日 時 分	5	損傷等程度
6	空中消火開始	年 月 日 時 分	6	損傷等原因
7	同 終了	年 月 日 時 分	7	その他の
8	鎮火日時	年 月 日 時 分		
9	焼失面積			
10	同 内訳			
11	消火活動従事者	人		
12	薬剤使用量	消火薬剤 kg		
		増粘剤 kg		
13	薬剤返納数量			
14	散布回数			
15	散布方法			
16	効果			
17	市町村長の意見			